

はしがき

社会保障は、人が生活する上で抱える様々なニーズに対し金銭やサービス等の給付を行い、それにより人々の生活を支える仕組みである。その重要性は、雇用の不安定化等による個人の脆弱化や、家族や企業による生活保障機能の後退などにより、近年ますます増大している。本書は、そうした社会保障制度に登場する当事者間の権利義務関係を規律する法領域である、社会保障法の概説書である。

本書は、法学部等にて社会保障法を学ぶ学部生を主な読者として、初学者でも複雑な社会保障制度が理解できるよう丁寧な記述を心がけた。それに加え、単なる諸制度の表層的解説にとどまらず、社会保障法の基本的考え方や理念、さらには社会保障法学の面白みが伝わるよう、諸制度やそこでの法的問題の本質を常に意識しながら執筆にあたった。また、社会保障法をめぐる現代の問題や興味深い論点等を「発展」の項目にて取り上げ、社会保障法に関する多様な考え方や視点を提示するように努めた。こうしたことから本書が、社会保障法の初学者だけでなく、研究者や実務家にも興味を持って頂ける概説書となっていれば幸いである。

本書の構成は、社会保障法の総論を展開する第1編（第1章、第2章）と、各論として個別の社会保障制度を扱う第2編（第3章～第8章）とから構成されている。さらに、第2編においても各章の冒頭に、当該領域を貫く理念や保障・負担のあり方等に関する総論を置いた。これは、頻繁に改正される制度の動きにとらわれない、より普遍的な視点を提示するよう努めたもので本書の特徴ともいえる。

本書の執筆にあたっては、2008年7月26日の第1回目の検討会から刊行に至るまでのおよそ10年の歳月の間、数え切れない程の回数の検討会を行った。検討会の度に、執筆者間で互いの原稿について熱心に議論を交わしながら原稿の修正を重ね、内容を練り上げてきた。そのため、本書は章ごとの分担執筆の形式を採っているが、どの章もすべての執筆者による共著といえる。また、執筆にあたっては、法改正や裁判例、学界での議論等の動向を常に追い、内容が最新のものとなるように努めた。

本書の企画は、岩村正彦先生（東京大学教授）の発案によるものであり、岩村先生には本書刊行に向けた長年にわたる検討会のすべてにご出席いただき、全体的構成から個別の法的論点・法改正の動向に至るまで実に手厚いご指導を頂いた。心より感謝の意を捧げたい。ご自身のお名前を本書に冠することは固辞されたため、こ

こでの言及に止まらざるをえないことに甚だ心苦しさを感じるが、本書の刊行により、岩村先生から賜った、学部・大学院時代から現在に至るまでの学恩に多少なりとも報いることができたならば幸いである。

また、本書の刊行に際しては、黒田有志弥先生（国立社会保障・人口問題研究所室長）、柴田洋二郎先生（中京大学准教授）、永野仁美先生（上智大学教授）、中益陽子先生（亜細亜大学准教授）、原昌登先生（成蹊大学教授）、山下慎一先生（福岡大学准教授）に、草稿を丹念にチェックして頂き、実質的な内容に関わる点も含め、大変貴重なご指摘を多数頂戴した。ご多忙にもかかわらず本書の刊行にご協力いただいたことを、この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

そして、有斐閣書籍編集部京都支店の一村大輔氏には、本書の担当者として、企画段階から刊行に至る、実に長い道りを辛抱強く導いて頂いた。一村氏のきめ細やかで的確な編集者としてのお仕事ぶりに支えられて、何とか刊行にこぎつけることができた。一村氏にも心より御礼を申し上げたい。

2018年10月

著者一同

目 次

第1編	総論	1
第1章	社会保障とは何か？	3
第2章	社会保障「法」とは何か？	42
第2編	各論	69
第3章	年金	71
第4章	医療	157
第5章	介護保険・社会福祉	250
第6章	労災	367
第7章	失業	420
第8章	生活保護	459

細 目 次

第 1 編 総 論

第 1 章 社会保障とは何か？

第 1 節 社会保障の概念と意義 ————— 3

① 社会保障の概念…………… 3

1 「社会保障」と「要保障事由」 (3)

2 社会保障の管理運営主体 (8)

3 社会保障の対象者 (8)

- (1) 社会保障の対象者に関わる様々な概念 (8) (2) 国籍 (9) (3) 住所・現在地 (9) (4) 被用者・労働者・事業主 (9) (5) 被扶養者・生計維持関係 (10) (6) 二重の適用 (11)

② 社会保障の目的・機能…………… 11

1 社会保障の目的 (11)

- (1) 市民革命と産業革命がもたらした社会問題 (11) (2) 私的なイニシアティブの限界と社会保障 (12) (3) 家族の役割の後退と社会保障による代替 (13) (4) 福祉国家と生存権保障 (14) (5) 個人の自律の支援 (15)

2 社会保障の機能 (16)

- (1) 多様な機能 (16) (2) リスク分散機能 (17) (3) 所得再分配機能 (17) (4) サービス提供体制の整備 (19) (5) ビルトイン・スタビライザー機能 (20) (6) 家族責任からの個人の解放・家庭生活や子育ての支援 (20)

③ 社会保障の制度…………… 21

1 社会保険 (21)

- (1) 社会保険と私保険 (21) (2) 社会保険の種類——労働者保険と国民保険 (23) (3) 社会保険の種類——長期保険と短期保険 (24) (4) 社会保険の種類——金銭による所得保障を行う制

度と現物給付を行う制度 (24)

2 社会保険以外の制度 (25)

(1) 税方式の社会保障制度 (25) (2) 公的扶助 (25)

(3) 各種の社会福祉サービス (26) (4) いわゆる「社会手当」 (27)

3 社会保険方式と税方式 (28)

(1) 社会保険方式のメリット (28) (2) 税方式のメリット (29)

4 給付形態 (30)

(1) 現物給付 (30) (2) 金銭給付 (31)

第2節 社会保障の歩み 32

① 社会保障の誕生と発展——欧米先進諸国を中心として..... 32

1 第二次世界大戦後の制度の発展 (32)

2 1980年代から今日まで (33)

② 日本の社会保障の形成..... 34

1 第二次世界大戦以前 (34)

2 50年勤告と社会保障の構築 (35)

3 社会経済の変化と社会保障の再編 (36)

4 社会保障構造改革 (38)

5 社会保障の現代的課題 (38)

第2章 社会保障「法」とは何か？

第1節 社会保障法の概念と意義 42

① 社会保障法の概念..... 42

1 1970年代までの社会保障法概念 (42)

2 今日の学説による社会保障法概念 (43)

② 社会保障法の意義・機能..... 44

第2節 憲法と社会保障法 45

① 生存権 (25条) 45

1 生存権の法的性格 (45)

2 憲法25条の裁判規範性 (46)

3	憲法 25 条 1 項と外国人 (48)	
②	平等原則 (14 条)	50
1	社会保障の給付と平等原則 (50)	
2	外国人と平等原則 (52)	
③	経済的自由.....	53
1	財産権 (29 条) (53)	
2	営業の自由 (22 条 1 項) (54)	
④	租税法律主義 (84 条)	55
1	社会保険料と租税法律主義 (55)	
2	利用者負担と租税法律主義 (56)	
⑤	その他.....	57
第 3 節 社会保障法の法源		57
①	国際的な規範.....	57
②	国・地方公共団体が作る規範.....	59
1	憲法・法律 (59)	
2	政令・省令・告示 (60)	
3	条例・規則 (60)	
4	行政規則 (61)	
③	国・地方公共団体以外の主体が形成する規範.....	62
1	判 例 (62)	
2	私的規範 (62)	
	(1) 国が認可する私的規範 (63) (2) 国の認可によらない私的 規範 (64)	
④	その他の法源.....	65
第 4 節 社会保障法の体系		66
①	社会保障法の体系論.....	66
②	本書の立場.....	67

第2編 各 論

第3章 年 金

総 論	71
① 年金制度の存在意義と位置づけ	71
1 稼働所得の喪失・減少のリスク (71)	
(1) 老齢のリスク (72)	
(2) 障害のリスク (72)	
(3) 死亡のリスク (72)	
2 所得保障における自助努力とその限界 (72)	
(1) 貯蓄とその限界 (73)	
(2) 私的扶養とその限界 (73)	
(3) 私的年金制度とその限界 (73)	
3 国家の介入と年金制度の位置づけ (73)	
(1) 公的扶助と年金制度 (74)	
(2) 年金制度とその他の制度 (74)	
② 公的年金制度の形成・設計	74
1 公的年金の保障方法 (74)	
(1) 社会保険方式と税方式 (75)	
(2) 積立方式と賦課方式 (75)	
(3) 確定給付と確定拠出 (76)	
2 公的年金の給付水準と公私の役割 (76)	
(1) 給付水準の定性的分析 (77)	
(2) 給付水準の定量的分析 (77)	
(3) 私的年金制度への国家の介入 (77)	
3 企業年金の意義と概要 (78)	
(1) 企業年金とは (78)	
(2) 企業年金の意義 (79)	
(3) 企業年金の概要 (81)	
③ 日本の公的年金制度の沿革と特徴	89
1 第二次世界大戦前・第二次世界大戦中 (89)	
2 第二次世界大戦後の制度改正と国民皆年金の実現 (89)	
(1) 被用者についての制度の再構築 (89)	
(2) 国民皆年金の実現 (90)	
3 基礎年金の導入 (90)	

- 4 その後の改正 (91)
 (1) 平成元(1989)年改正 (91) (2) 平成6(1994)年改正
 (91) (3) 平成12(2000)年改正 (91) (4) 平成16(2004)
 年改正 (92) (5) 平成24(2012)年改正 (92) (6) 平成28
 (2016)年改正 (92)
- 5 日本の公的年金制度の特徴 (92)

各 論 93

- ① 公的年金の保険者……………93
- ② 被保険者の範囲と被保険者資格の得喪……………95
- 1 国民年金 (95)
 (1) 被保険者の範囲 (95) (2) 任意加入と学生無年金障害者訴
 訟 (96) (3) 被保険者資格の得喪 (97)
- 2 厚生年金保険 (99)
 (1) 被保険者の範囲 (99) (2) 被用者年金制度の一元化
 (101) (3) 被保険者資格の得喪と保険関係の成立 (102)
 (4) 事業主による届出義務の懈怠 (102)
- ③ 給 付……………105
- 1 受給権の発生 (105)
 (1) 受給権の種類と発生 (105) (2) 受給権についての裁定の
 意義 (106)
- 2 受給権の消滅 (106)
 (1) 消滅事由 (106) (2) 消滅時効 (107)
- 3 受給権の保護 (111)
 (1) 譲渡・担保・差押えの禁止 (111) (2) 公課の禁止 (112)
- 4 給付の調整・制限 (112)
 (1) 給付の制限 (112) (2) 併給調整 (113) (3) 年金の過
 払分の調整 (113)
- 5 年金受給権と民事損害賠償 (114)
 (1) 公的年金の逸失利益性 (114) (2) 第三者行為災害におけ
 る年金給付と損害賠償との調整 (115)
- 6 給付水準と年金額の自動改定 (118)
 (1) 年金額改定の仕組み——マクロ経済スライド (118)
 (2) 所得代替率の将来予想と課題 (120) (3) 給付水準の引下

げと憲法 (120)

7 老齢年金 (122)

(1) 老齢基礎年金 (122) (2) 老齢厚生年金 (123)

8 障害年金 (129)

(1) 障害基礎年金 (129) (2) 障害厚生年金 (132)

9 遺族年金 (133)

(1) 遺族基礎年金 (133) (2) 遺族厚生年金 (135)

(3) 遺族年金と男女平等 (138) (4) 遺族年金と事実婚 (141)

④ 費用……………143

1 国民年金 (143)

(1) 保険料 (143) (2) 国庫負担 (147)

2 厚生年金保険 (148)

(1) 保険料 (148) (2) 国庫負担 (149)

⑤ 財政方式と積立金運用……………150

1 財政方式 (150)

2 積立金の運用 (150)

⑥ 争訟……………150

1 不服申立て (150)

2 不服申立てと取消訴訟 (151)

⑦ 今後の課題……………153

1 少子高齢化の進展と年金制度 (153)

2 財政方式のあり方 (154)

3 公的年金制度全体の一元化論 (154)

4 所得格差の拡大と国民皆年金体制 (155)

第4章 医療

総論……………157

① 日本の医療保障とその沿革……………157

1 医療保障の機能 (157)

2 医療保障の構造 (158)

3 医療保障の特徴 (158)

4	日本の医療保障制度の沿革	(159)
②	高齢者に対する医療の保障	160
1	高齢者医療制度の変遷	(160)
2	現在の高齢者医療制度	(161)
3	高齢期の医療の特殊性	(162)
	(1) 特別な診療報酬体系	(162)
	(2) 医療とケア——介護保険との境界・連携	(163)
③	社会保険以外の方法による医療保障	163
④	医療と市場	164
1	医療の分野における市場の機能	(164)
2	医療広告と情報提供	(166)
3	自由診療	(167)
4	民間医療保険	(168)
5	混合診療禁止原則の意義と問題	(169)
⑤	給付方式——現物給付と金銭給付	170
1	現物給付と金銭給付	(170)
2	現物給付原則と各種の金銭給付	(170)
3	現物給付の前提としての医療提供体制	(171)
4	現物給付の法律関係	(171)
⑥	医療提供体制の整備	172
1	医療提供体制と医療保険法	(172)
2	医師の不足・偏在	(173)
各	論	174
①	医療保険の適用——保険者・被保険者・被扶養者	174
1	職域保険と地域保険	(174)
2	健康保険の保険者と被保険者	(175)
	(1) 健康保険	(175)
	(2) 健康保険法上の使用関係	(176)
	(3) 任意包括被保険者・任意継続被保険者	(177)
	(4) 被扶養者	(178)
3	国民健康保険の保険者と被保険者	(180)
	(1) 国民健康保険組合	(180)
	(2) 都道府県・市町村管掌国民健康保険	(180)
	(3) 国民健康保険法上の「住所」	(181)

4	後期高齢者医療制度の保険者と被保険者 (181)	
	(1) 後期高齢者 (181)	(2) 保険者たる広域連合 (181)
5	国民皆保険 (181)	
6	外国人と医療保険の適用 (182)	
	(1) 医療保険の適用を受けない外国人 (182)	(2) 不法在留外国人・短期滞在外国人に関する問題 (183)
②	医療保険給付	184
1	保険給付 (184)	
	(1) 保険事故 (184)	(2) 各種の医療保険給付 (185)
	(3) 療養の給付から排除される給付 (186)	
2	給付提供主体 (188)	
	(1) 医師・医療機関 (188)	(2) 医療機関の設置主体 (190)
	(3) 医療計画と病床数コントロール (191)	(4) 保険医・保険医療機関 (193)
③	現物給付の法律関係	196
1	三面関係と審査支払機関 (196)	
2	保険医療機関と保険者との間の法律関係 (198)	
	(1) 「指定」の効果 (198)	(2) 診療報酬と診療報酬点数表 (198)
	(3) 診療報酬制度の意義 (199)	(4) 診療報酬点数表の作成・決定 (199)
	(5) 告示による診療報酬決定 (202)	(6) 包括払い制度の導入とその拡大 (203)
	(7) 療養の給付をコントロールする規範と診療報酬請求権の発生 (204)	(8) 審査支払い・減点査定 (204)
3	保険医療機関と被保険者(患者)との間の法律関係 (206)	
	(1) 診療契約 (206)	(2) 対面診療の原則 (208)
	(3) 一部負担金 (209)	(4) 一部負担金の減免 (210)
4	保険者と被保険者との間の法律関係 (211)	
	(1) 療養の給付を求める権利 (211)	(2) 高額療養費の現物給付化 (212)
5	混合診療 (213)	
	(1) 混合診療禁止原則とその例外 (213)	(2) 評価療養・選定療養・患者申出療養 (214)
④	金銭給付	218

- 1 金銭給付の機能と類型 (218)
- 2 療養費 (218)
 - (1) 療養費の支給 (218) (2) 代理受領 (219)
- 3 家族療養費 (220)
- 4 訪問看護療養費 (220)
- 5 出産育児一時金 (221)
- 6 傷病手当金 (222)
- 7 出産手当金 (223)
- 8 特別療養費 (223)
 - (1) 保険料滞納と被保険者証の返還 (223) (2) 制度の趣旨 (224)
- ⑤ 保険者の行う保健事業……………224
 - 1 保健事業等 (224)
 - 2 予防事業 (225)
 - (1) 疾病予防の重視 (225) (2) 被保険者・被扶養者等の「自助努力」 (226)
- ⑥ 医療保険の財源……………227
 - 1 保険料 (227)
 - (1) 保険料の徴収 (227) (2) 保険料額の決定 (228)
 - (3) 事業主の保険料負担 (230) (4) 保険料の未納・滞納 (231) (5) 国保保険料の減額賦課・減免 (231)
 - 2 財政調整 (233)
 - (1) 「財政調整」あるいは「財政調整型公費負担」 (233)
 - (2) 前期高齢者納付金 (234) (3) 後期高齢者支援金 (234)
 - (4) 市町村国保の都道府県単位での「共同事業」を通じた財政調整 (235)
 - 3 国または地方公共団体の費用負担 (236)
 - (1) 公費負担の必要性和位置づけ (236) (2) 健康保険 (236)
 - (3) 国民健康保険 (237) (4) 後期高齢者医療制度 (238)
 - 4 社会保険制度における各種財源の機能・意義 (238)
- ⑦ 医療保険の課題……………239
 - 1 保険者の範囲・規模と財源調達範囲——「保険者」とは何か (239)
 - (1) 二つの異なる要請 (239) (2) 保険者の単位とは異なる範

- 困での財源調達・リスク分散 (240)
- 2 都道府県単位の地域保険 (241)
- 3 「保険者自治」の諸相 (242)
- (1) 医療保険制度における保険者自治の意義 (242) (2) 現行法における保険者自治 (243)
- 4 保険者ないし都道府県の役割をめぐる新しい議論 (245)
- (1) 保険者による費用徴収・医療費抑制の努力 (245)
- (2) 都道府県による医療費抑制の努力 (246) (3) 医療費抑制政策の重要性 (246)
- 5 医療保障の理論的課題 (247)
- (1) 「保険者」が担うべき役割 (247) (2) 医療費抑制政策の位置づけ (248)

第5章 介護保険・社会福祉

総論	_____	250
① 社会福祉の存在意義	250
1 社会福祉の意義・目的	(250)	
2 日本における社会福祉の発展と性格の変化	(250)	
② 公的責任の原則と措置制度	252
1 公的責任の原則と措置制度・措置委託	(252)	
2 措置制度の問題点	(253)	
③ 社会福祉基礎構造改革と契約方式の導入	254
1 社会福祉基礎構造改革	(254)	
2 契約方式の利点と問題点	(255)	
3 問題点克服のための法令の規制	(256)	
4 契約方式導入後も残されている措置	(259)	
④ 福祉サービスの提供方法	260
1 社会保険方式と税方式	(260)	
2 現物給付方式と金銭給付方式	(261)	
⑤ 利用者負担のあり方	263
1 利用者負担の意義	(263)	
2 応能負担と応益負担	(264)	

3 ホテルコストの負担 (264)

各 論 _____ 265

① 総 則.....265

1 社会福祉の実施運営主体 (265)

- (1) 国・都道府県・市町村 (265) (2) 福祉事務所 (267)
- (3) 社会福祉協議会 (268) (4) 社会福祉法人 (269)
- (5) 社会福祉事業の従事者 (270)

2 社会福祉事業に対する規制監督 (271)

- (1) 社会福祉事業の種類 (271) (2) 施設の最低基準 (272)
- (3) 指定制と事業者の指定基準 (274) (4) 最低基準・指定基準とサービス利用者 (277)

3 サービス利用者の保護 (278)

- (1) 社会福祉法の利用者保護規定 (278) (2) 福祉サービス利用援助事業 (279)

4 福祉サービスの量の確保 (280)

- (1) サービスの量の確保をめぐる課題 (280) (2) 量の確保のための取り組み (281)

5 福祉サービスの質の確保 (284)

- (1) 質の確保をめぐる課題 (284) (2) 質の確保のための取り組み (284)

② 介護保険.....286

1 介護保険の理念 (286)

- (1) 介護保険法の制定と改正 (286) (2) 介護保険法の目的 (288)

2 保 険 者 (289)

3 被保険者 (289)

4 給付受給のための手続き (290)

- (1) 要介護認定 (290) (2) ケアプラン作成とケアマネジメント (293)

5 保険給付 (295)

- (1) 給付の種類 (295) (2) 指定事業者・施設 (295)
- (3) 対象となるサービス (298) (4) 給付の方法 (303)
- (5) 支給限度額 (303) (6) 利用者負担 (304)

6	介護報酬の支払いの仕組み (305)	
	(1) 介護報酬の定め方 (305)	(2) 介護給付費の請求と審査支払い (306)
7	地域支援事業 (307)	
	(1) 地域支援事業の内容 (307)	(2) 地域支援事業の財源 (310)
		(3) 地域包括支援センター (311)
8	財 源 (311)	
	(1) 保険料 (311)	(2) 公 費 (314)
9	介護保険の課題 (315)	
③	障害者支援……………	316
1	障害者福祉法制の展開 (316)	
	(1) 障害者福祉に関わる法制度 (316)	(2) 障害者自立支援法から障害者総合支援法へ (317)
2	対 象 者 (319)	
	(1) 障害者 (319)	(2) 障害児 (321)
3	給付受給のための手続 (321)	
	(1) 支給決定の手続 (321)	(2) サービス利用計画の作成とケアマネジメント (324)
4	自立支援給付 (324)	
	(1) 給付の種類と対象となるサービス (324)	(2) 指定事業者・施設 (326)
		(3) 支給の仕組み (328)
		(4) 利用者負担 (329)
5	地域生活支援事業 (330)	
6	財 源 (331)	
	(1) 自立支援給付の財源 (331)	(2) 地域生活支援事業の財源 (332)
7	障害者福祉の課題 (332)	
④	児童福祉と子育て支援……………	333
1	児童福祉法制の展開 (333)	
	(1) 児童福祉法制の発展 (333)	(2) 児童福祉法の概要 (334)
2	保育サービスの利用 (336)	
	(1) 子ども・子育て関連3法の成立 (336)	(2) 子どものための教育・保育給付 (337)
		(3) 財 源 (349)

3 要保護児童の保護措置 (349)	
(1) 要保護児童 (349)	(2) 発見者の通告義務 (350)
(3) 通告への対応 (350)	(4) 要保護児童が入所する施設 (351)
(5) 親権者の意に反する措置 (353)	
⑤ 児童手当等	355
1 児童手当 (355)	
(1) 児童手当の目的 (355)	(2) 支給要件 (356)
(3) 支給額 (356)	(4) 財源 (358)
2 児童扶養手当 (358)	
(1) 児童扶養手当の目的 (358)	(2) 受給者の責務 (359)
(3) 支給要件 (359)	(4) 受給資格の認定 (361)
(5) 支給額・支給制限 (362)	(6) 財源 (364)
3 特別児童扶養手当等 (364)	
(1) 特別児童扶養手当法の目的 (364)	(2) 特別児童扶養手当 (364)
(3) 障害児福祉手当 (365)	(4) 特別障害者手当 (365)

第6章	労 災
-----	-----

総 論	367
① 労災補償制度の意義	367
1 「労働者」の登場 (367)	
2 市民法の原則 (367)	
3 社会的保護の必要性と市民法の修正 (369)	
② 日本における労災補償制度の成立と発展	370
1 第二次世界大戦以前 (370)	
2 労働基準法上の労災補償責任と労災保険法との関係 (371)	
3 労災保険法の発展 (372)	
各 論	373
① 適用事業と労働者概念	373
1 保 険 者 (373)	
2 適用事業 (374)	
3 労働者概念 (374)	

4	特別加入制度 (376)	
②	業務災害	377
1	認定の意義 (377)	
2	業務上の負傷(事故性傷病等) (379)	
	(1) 事故の業務起因性 (379) (2) 事故と傷病等(災害)との因果関係 (380)	
3	業務上の疾病(非事故性疾病等) (381)	
4	過労死 (383)	
	(1) 職業病リストへの掲載 (383) (2) 認定基準の変遷 (384)	
5	精神障害 (387)	
	(1) 職業病リストへの掲載 (387) (2) 認定基準 (388)	
	(3) 労働安全衛生法の改正 (389) (4) 「自殺」と給付制限 (389)	
③	通勤災害	391
1	通勤中の事故と保護の必要性 (391)	
2	通勤災害の概念 (391)	
3	合理的な経路からの逸脱・中断 (393)	
④	保険給付の内容	394
1	給付の種類と不服申立て (394)	
2	時効 (396)	
3	給付基礎日額 (398)	
4	療養補償給付 (398)	
5	休業補償給付 (399)	
6	障害補償給付 (400)	
7	遺族補償給付 (401)	
8	葬祭料 (403)	
9	傷病補償年金 (403)	
10	介護補償給付 (403)	
11	二次健康診断等給付 (404)	
⑤	社会復帰促進等事業	404
1	施設の設置・援護事業 (404)	
2	特別支給金 (405)	

⑥	財 政	405
1	労働保険料 (405)	
2	一般保険料 (406)	
3	国庫補助 (406)	
⑦	労働災害と損害賠償	407
1	併存主義の採用 (407)	
2	労災民訴 (労働災害に関する民事損害賠償請求訴訟) (408)	
	(1) 法的構成 (408) (2) 不法行為構成 (408) (3) 安全配慮義務 (410)	
3	労災保険給付と損害賠償との調整 (410)	
	(1) 使用者行為災害 (410) (2) 第三者行為災害 (412)	
	(3) 示 談 (413)	
⑧	他の社会保険給付との調整	415
1	健康保険との調整 (416)	
2	公的年金との調整 (416)	
	(1) 障害・遺族給付 (416) (2) 老齢給付 (417)	
⑨	労災保険の今後の課題	417
	(1) 労働者概念 (417) (2) マルチジョブホルダーへの対応 (418)	

第7章	失 業
-----	-----

総 論	420	
①	雇用保険制度の意義・沿革	420
1	「失業」というリスク (420)	
2	勤労の権利および義務と失業保険 (422)	
3	失業保険から雇用保険へ (423)	
4	社会保険方式の限界 (424)	
②	雇用政策との関係	425
1	就業行動の多様化への対応 (425)	
2	就職・就労支援と生活保障 (427)	
3	労働市場政策 (427)	

各	論	428
①	雇用保険の適用関係	428
1	保険者 (428)	
2	適用事業 (428)	
3	被保険者 (429)	
4	届出と確認 (430)	
②	失業の認定	431
1	「失業」の定義 (431)	
	(1) 被保険者の離職 (431) (2) 労働の意思を有すること (432) (3) 労働の能力を有すること (432) (4) 職業に就くことができない状態にあること (433)	
2	認定と給付請求権 (433)	
3	不服申立て (433)	
③	保険給付の種類	434
1	求職者給付 (434)	
	(1) 基本手当の支給要件 (434) (2) 受給期間および待期期間 (436) (3) 支給額および給付日数 (436) (4) 給付制限 (440) (5) 基本手当以外の一般被保険者に対する求職者給付 (441)	
2	雇用継続給付 (441)	
	(1) 高年齢雇用継続給付 (442) (2) 育児休業給付 (444) (3) 介護休業給付 (445)	
3	就職促進給付 (446)	
	(1) 就業促進手当 (447) (2) 移転費 (448) (3) 求職活動支援費 (448)	
4	教育訓練給付 (448)	
④	雇用保険二事業	449
1	三事業から二事業へ (449)	
2	雇用安定事業 (450)	
3	能力開発事業 (451)	
⑤	財 政	453
1	保険料 (453)	

2	国庫負担 (453)	
3	保険会計 (454)	
⑥	求職者支援制度	455
1	求職者支援訓練 (455)	
2	職業訓練受講給付金 (456)	
3	財 源 (457)	
⑦	今後の課題	457
1	雇用保険法上の労働者概念 (457)	
2	マルチジョブホルダー等への適用問題 (457)	

第8章	生活保護
-----	------

総 論 _____ 459

①	公的扶助の意義	459
1	公的扶助の発展 (459)	
2	公的扶助の位置づけ (459)	
②	日本の公的扶助制度の沿革	460
1	第二次世界大戦前・第二次世界大戦中 (460)	
2	第二次世界大戦後 (460)	

各 論 _____ 461

①	生活保護の目的	461
1	最低生活保障 (461)	
2	自立助長 (462)	
②	生活保護法と外国人	462
1	外国人への生活保護法の適用の有無 (462)	
2	外国人への生活保護法不適用の違憲性 (462)	
3	「準用」と外国人の法的権利 (463)	
③	生活保護の基本原則	465
1	無差別平等 (465)	
2	保護の補足性の原理 (465)	
	(1) 保護の補足性の原理の意義 (465)	(2) 資産の活用 (465)
	(3) 能力の活用 (472)	(4) 扶養の優先 (474) (5) 他法扶

	助の優先 (476)	(6) 急迫保護 (477)	
④	保護の原則		478
	1	申請保護の原則 (478)	
	2	必要即応の原則 (478)	
	3	世帯単位保護の原則 (478)	
		(1) 世帯の意義 (478) (2) 受給権の帰属と原告適格 (479)	
		(3) 民法上の扶養義務との関係 (479)	
⑤	保護の基準		479
	1	保護基準の体系 (479)	
	2	一般基準 (480)	
		(1) 算定方式の変遷 (480) (2) 加算 (481)	
	3	特別基準 (483)	
⑥	生活保護の実施		483
	1	受給手続 (483)	
		(1) 申請 (483) (2) 要否等の審査と決定 (485)	
		(3) 職権による保護 (488)	
	2	保護の開始時期 (488)	
	3	保護の変更・停止・廃止 (489)	
		(1) 要保護性の変化による保護の変更・停止・廃止 (489)	
		(2) 義務違反等の場合の保護の変更・停止・廃止 (490)	
⑦	被保護者の権利義務		495
	1	被保護者の権利 (495)	
		(1) 不利益変更の禁止 (495) (2) 公課の禁止 (495)	
		(3) 差押えの禁止 (495)	
	2	被保護者の義務 (496)	
		(1) 譲渡の禁止 (496) (2) 生活上の義務 (496) (3) 届出義務 (496)	
		(4) 指導・指示等に従う義務 (498) (5) 費用返還義務 (498)	
⑧	扶助の種類と範囲		499
	1	扶助の種類 (499)	
	2	生活扶助 (500)	
		(1) 生活扶助の対象 (500) (2) 生活扶助の基準 (500)	
		(3) 居宅保護の原則と入所保護 (501)	

- 3 教育扶助 (502)
- 4 住宅扶助 (502)
- 5 医療扶助 (503)
 - (1) 医療扶助の方法 (503) (2) 医療扶助の水準 (504)
 - (3) 医療扶助の受給手続 (504) (4) 診療報酬の審査・支払い (505)
 - (5) 指定医療機関 (506) (6) 本人支払額 (508)
 - (7) 公的医療保険との関係 (508)
- 6 介護扶助 (508)
 - (1) 介護扶助の方法 (508) (2) 介護保険・障害者総合支援制度との関係 (509)
 - (3) 介護扶助の受給手続 (509)
- 7 出産扶助 (510)
- 8 生業扶助 (510)
- 9 葬祭扶助 (510)
- ⑨ 実施機関とその機能……………511
 - 1 実施機関 (511)
 - 2 実施機関の保護の対象者 (512)
 - (1) 居住地の認定 (512) (2) 現在地の認定 (513)
 - 3 実施機関の権限と機能 (513)
 - (1) 指導・指示 (513) (2) 報告・調査・検診 (515)
 - (3) 資料の提供等 (516) (4) 実施機関職員によるケースワーク (517)
- ⑩ 費用……………518
- ⑪ 争訟……………518
 - 1 不服申立て (518)
 - (1) 不服申立制度の意義 (518) (2) 保護の決定・実施等に関する処分についての審査請求 (518)
 - (3) 保護の決定・実施等に関する処分についての再審査請求 (519)
 - 2 抗告訴訟 (520)
 - (1) 取消訴訟の審査請求前置 (520) (2) 原告の死亡と訴訟の帰趨 (521)
 - (3) 過去の生活保護受給権と取消訴訟 (521)
 - (4) 仮の救済 (521)
 - 3 国家賠償請求訴訟 (522)
 - (1) 違法な処分に対する救済としての国家賠償 (522) (2) 違

法な処分に対する取消訴訟と国家賠償訴訟との違い (523)
(3) 違法な処分以外の行政庁による違法な行為に対する国家賠償
(523) (4) 損害額 (523) (5) 当事者の死亡と国家賠償
(524)

⑫ 被保護者への自立支援……………524

1 自立支援プログラムの実施 (524)
(1) 自立支援プログラムの導入 (524) (2) 自立支援プログラ
ムの内容 (525) (3) 自立支援プログラムの意義と保護受給と
の関係 (525)

2 就労支援の取り組み (526)

⑬ 生活困窮者のための支援……………528

1 生活困窮者への自立支援 (528)
(1) 生活困窮者の増加 (528) (2) 生活困窮者自立支援法の概
要 (528)

2 ホームレスへの支援 (531)

⑭ 今後の課題……………533

1 被保護者の増加 (533)

2 自立支援と生活保護のあり方 (533)

事項索引 (537)

判例索引 (554)

発展目次

発展 1-1	アメリカにおける公的医療保険の不存在とオバマ改革	5
発展 1-2	自営業者と社会保険制度	10
発展 1-3	世帯と社会保険給付	11
発展 1-4①	経済学による説明	15
発展 1-4②	国家による統治の手段としての社会保険	16
発展 1-5①	所得格差と社会保険による再分配の効果——「ジニ係数」による評価	18
発展 1-5②	格差の拡大とその評価	18
発展 1-6①	防貧と救貧	20
発展 1-6②	「リバタリアニズム」の視点による福祉国家批判	20
発展 1-7	救貧法と現代の公的扶助の違い	26
発展 1-8	社会保険と税	27
発展 1-9	公的な医療制度は「社会主義医療」か？	34
発展 1-10①	少子化問題と社会保険	37
発展 1-10②	社会保険とジェンダー平等	37
発展 1-11①	「ワークフェア」と「アクティベーション」	40
発展 1-11②	社会保険と世代間公平（衡平）・将来世代	40
発展 2-1	憲法 25 条 1 項 2 項二分論	47
発展 2-2①	条約による内外人平等取扱いの要請と国籍要件の関係	58
発展 2-2②	条約以外の国際的な規範	59
発展 3-1	給付の安定と保険料（率）の安定	76
発展 3-2	老後の所得確保のための個人年金	79
発展 3-3①	企業年金間の年金資産のポータビリティ	87
発展 3-3②	企業年金における受給者減額	87
発展 3-4①	保険者の役割と年金記録問題	94
発展 3-4②	厚生年金保険の民営化と憲法 25 条	94
発展 3-5	国民年金と国籍条項	96
発展 3-6	種別変更と「運用 3 号」	98
発展 3-7	非正規労働者の増加と厚生年金保険	99
発展 3-8	国際化の進展と公的年金制度	104
発展 3-9	受給権者の死亡と未支給年金	107
発展 3-10	損害賠償と社会保険との調整	118
発展 3-11	在職老齢年金制度の合理性	127

発展 3-12	遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整	137
発展 3-13	後納保険料による追納の拡大	146
発展 3-14	第3号被保険者の保険料負担	147
発展 3-15	保険事務の不備と救済	151
発展 4-1	日本の医療保険制度の特殊性	160
発展 4-2	終末期医療	163
発展 4-3	医療機関への「フリーアクセス」	165
発展 4-4	インターネット上の医療情報と広告規制	167
発展 4-5	産科医療補償制度	173
発展 4-6	パートタイム労働者への健康保険適用拡大	177
発展 4-7①	不法在留外国人と国民健康保険	182
発展 4-7②	医療滞在ビザ	183
発展 4-8	健康保険と労災補償	184
発展 4-9①	医行為と看護との境界・看護師の権限拡大	188
発展 4-9②	医師団体の役割——日本医師会	189
発展 4-10	株式会社による医療機関経営	190
発展 4-11	医療機関の機能分化	192
発展 4-12	保険薬局・保険薬剤師	194
発展 4-13①	「勧告」の法的性格	195
発展 4-13②	医師（供給）誘発需要仮説	195
発展 4-14①	医療費抑制政策の交渉・決定の場としての中医協	200
発展 4-14②	中医協と診療報酬	200
発展 4-14③	診療報酬の多様な機能	201
発展 4-14④	ジェネリック医薬品	202
発展 4-15	自由診療と診療報酬点数表	203
発展 4-16	医療事故・医療過誤にかかる医療機関の民事責任	207
発展 4-17	インターネットを介した医薬品販売	209
発展 4-18	一部負担金の未収	211
発展 4-19	減点査定と高額療養費	213
発展 4-20①	混合診療禁止原則の問題点	216
発展 4-20②	保険診療の範囲と混合診療禁止原則の関係	217
発展 4-21	予防政策の光と影	226
発展 4-22①	国民健康保険料と国民健康保険税	232
発展 4-22②	医療保険と世帯・扶養関係	233

発展 4-23	加入者割と総報酬割	235
発展 4-24	全国健康保険協会の支部間の調整	236
発展 4-25	医療保険制度への「競争」原理の導入：諸外国の動向	249
発展 5-1	憲法 89 条と措置委託	252
発展 5-2	福祉サービス利用契約と消費者法	255
発展 5-3①	契約期間の定めと契約更新拒絶	257
発展 5-3②	措置方式と契約方式	258
発展 5-4	金銭給付方式の下での公的責任	262
発展 5-5	利用者負担と地方税条例主義	263
発展 5-6	社会福祉制度における地方分権	266
発展 5-7	福祉従事者の雇用問題	271
発展 5-8①	指定の法的性質	275
発展 5-8②	事業計画を理由とする指定の拒否	276
発展 5-9	老人福祉に関わる法制度	287
発展 5-10	居住系サービス	298
発展 5-11	サービス利用中の事故と賠償責任	302
発展 5-12	介護予防・日常生活支援総合事業の利用に伴う法的問題	310
発展 5-13	障害者総合支援制度と障害者福祉各法	318
発展 5-14①	障害者総合支援法と介護保険法の関係	319
発展 5-14②	障害者手帳の交付の法的性格	320
発展 5-15	支給量にかかる行政裁量とその統制	323
発展 5-16	介護給付費の支払決定の処分性	328
発展 5-17	児童の福祉に関わる法制度	335
発展 5-18①	公立保育所の民営化	340
発展 5-18②	幼保一元化と認定こども園	341
発展 5-19①	保育所入所の法的性格	345
発展 5-19②	保育所における事故と損害賠償責任	346
発展 5-19③	無認可保育所と子ども・子育て支援新制度	347
発展 5-19④	無認可保育所に対する規制監督	348
発展 5-20	入所施設内での事故・虐待	352
発展 5-21	児童福祉法によるその他の施策	355
発展 5-22	子ども手当の創設と廃止	357
発展 5-23	婚姻外懐胎児童と児童扶養手当	360
発展 5-24	行政の情報提供義務違反と損害賠償	362

発展 6-1	欧米諸国にみる労災補償制度の形成過程	369
発展 6-2	業務起因性の内容	378
発展 6-3	石綿（アスベスト）被害と労災認定	382
発展 6-4①	過労死等防止対策推進法の制定	385
発展 6-4②	裁判例の動向①——業務の過重性の判断方法	385
発展 6-4③	裁判例の動向②——業務の過重性判断の基準となる労働者	386
発展 6-4④	治療機会の喪失	387
発展 6-5	心理的負荷の強度の判断基準	390
発展 6-6	「日常生活上必要な行為」と介護	394
発展 6-7	労災保険給付支給・不支給決定とメリット制	395
発展 6-8	時効の起算点について	397
発展 6-9	療養補償給付と労働基準法 19 条の関係	399
発展 6-10	「障害等級表」と職業能力	401
発展 6-11	諸外国における労災補償と損害賠償制度	407
発展 6-12	不法行為構成と債務不履行構成の相違	409
発展 6-13	控除説と非控除説	412
発展 6-14①	労災保険給付の控除と過失相殺の先後関係	414
発展 6-14②	損益相殺的調整の対象となる損害の範囲	414
発展 6-14③	労災上積み補償制度	415
発展 7-1	失業をめぐる諸外国の所得保障制度と日本の特徴	421
発展 7-2	日本と諸外国の失業率	425
発展 7-3	雇用保険のジレンマ	426
発展 7-4	近時の改正動向——不況・震災への対策	440
発展 7-5	離職理由と給付制限	441
発展 7-6①	高年齢者の雇用継続義務化の影響	443
発展 7-6②	老齢厚生年金と雇用保険給付との調整	444
発展 7-7	求職者支援制度の二面的性格	457
発展 8-1	自動車の「借用」と「資産の活用」	468
発展 8-2	当事者間で争いのある損害賠償請求権と生活保護法 4 条 1 項にいう「資産」	471
発展 8-3	特定求職者支援制度と生活保護	476
発展 8-4	保護水準の引下げと制度後退禁止原則	482
発展 8-5	「水際作戦」と救済手段	484
発展 8-6	生活保護の辞退	494

発展 8-7	不正受給に対する法規制	497
発展 8-8	保護金品の代理納付等	502
発展 8-9	行政通知による統制と裁判規範性	512
発展 8-10	保護の決定・実施等以外の事務についての不服申立て	520
発展 8-11	生活困窮者住居確保給付金と生活保護	530
発展 8-12	貧困ビジネス	532

図表目次

図表 1-1	諸外国の社会保障制度	6
図表 1-2	ローレンツ曲線	19
図表 3-1	主な企業年金制度の概要	83
図表 3-2	確定給付型の年金制度と確定拠出年金間のポータビリティ	88
図表 3-3	被用者年金制度一元化後の厚生年金保険制度の概要	101
図表 4-1	各種の医療保険	175
図表 4-2	現物給付（療養の給付）の構造	197
図表 5-1	介護保険の保険給付等の内容	299
図表 5-2	介護サービスの利用手続	309
図表 5-3	障害福祉サービスにかかる自立支援給付の体系	325
図表 5-4	子ども・子育て支援法による児童の区分と給付の対応関係	337
図表 5-5	要保護児童にかかる児童福祉施設等	352
図表 5-6	児童手当の月額	357
図表 6-1	通勤形態の3種類	391
図表 6-2	通勤の範囲（逸脱・中断）	393
図表 7-1	雇用保険制度の概要	435
図表 7-2	算定基礎期間	438
図表 7-3	基本手当の所定給付日数	439
図表 8-1	資料の提供等にかかる実施機関の調査権限	516
図表 8-2	法定受託事務たる保護の決定・実施に関する処分および就労自立給付金・進学準備給付金の支給に関する処分についての審査請求・再審査請求	519
図表 8-3	保護の決定・実施に関する事務等以外の法定受託事務に関する処分についての審査請求・再審査請求	520
図表 8-4	生活困窮者自立支援法における事業	529

凡 例

1 法令の略語

育 介	育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児介護休業法）
医 師	医師法
石綿被害救済	石綿による健康被害の救済に関する法律（石綿健康被害救済法）
医 薬	医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬法）
医 療	医療法
会 計	会計法
介護労働者法	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律
介 保	介護保険法
確定給付	確定給付企業年金法
確定拠出	確定拠出年金法
感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
求職者支援	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（求職者支援法）
行 審	行政不服審査法
行政改革推進法	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律
行 訴	行政事件訴訟法
行 手	行政手続法
刑	刑 法
刑 訴	刑事訴訟法
憲	日本国憲法
健 保	健康保険法
厚 年	厚生年金保険法
高 年	高齢者等の雇用の安定等に関する法律
高齢医療	高齢者の医療の確保に関する法律
高齢虐待	高齢者虐待の防止，高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）
国 年	国民年金法
国 賠	国家賠償法

国 保	国民健康保険法
子育て支援	子ども・子育て支援法
雇 保	雇用保険法
児 手	児童手当法
児童虐待	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）
児 福	児童福祉法
児扶手	児童扶養手当法
社 福	社会福祉法
社保改革	持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障改革プログラム法）
住民台帳	住民基本台帳法
障害基	障害基本法
障害虐待	障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
障害差別解消	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
障害総合支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
少審規	少年審判規則
所 税	所得税法
身 福	身体障害者福祉法
生活困窮支援	生活困窮者自立支援法
精 福	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）
生 保	生活保護法
地 自	地方自治法
地 税	地方税法
知 福	知的障害者福祉法
特 会	特別会計に関する法律
特別児扶手	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（特別児童扶養手当法）
独 禁	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法・独禁法）
入 管	出入国管理及び難民認定法
認定こども園	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）

年金時効特例法	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律
被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法）
ホームレス自立支援	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）
民	民法
民 訴	民事訴訟法
療養担当規則	保険医療機関及び保険医療養担当規則
労安衛	労働安全衛生法
労 基	労働基準法（労基法）
労基則	労働基準法施行規則
労 契	労働契約法
労 災	労働者災害補償保険法（労災保険法）
労災則	労働者災害補償保険法施行規則
老 福	老人福祉法
労保徴	労働保険の保険料の徴取等に関する法律

2 法令の略語（一部改正法、整備法）

改正民法	民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）
地方分権一括法	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）
年金機能強化法	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年 8 月 22 日法律第 62 号）
年金確保支援法	国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 23 年 8 月 10 日法律第 93 号）
年金事業運営改善法	政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 19 年 7 月 6 日法律第 110 号）
平成 27（2015）年国民健康保険法等改正法	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年 5 月 29 日法律第 31 号）

3 条約・規約の略語

社会権規約	経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
自由権規約	市民的及び政治的権利に関する国際規約
障害者権利条約	障害者の権利に関する条約
難民条約	難民の地位に関する条約
102号条約	社会保障の最低基準に関する条約
121号条約	業務災害の場合における給付に関する条約

4 告示・政令・通達（通知）等

厚 令	厚生省令
厚 告	厚生省告示
厚労令	厚生労働省令
厚労告	厚生労働省告示
国交告	国土交通省告示
大	大蔵省令
医政発	厚生労働省医政局長通知
基災収	労働基準局労災補償部長（が疑義に答えて発した）通達
基災発	労働基準局労災補償部長名（で発した）通達
基 収	労働基準局長（が疑義に答えて発する）通達
基 発	（厚生）労働省労働基準局通達
健政発	厚生省健康政策局長通知
社援発	厚生労働省社会・援護局長通知
社援保発	厚生労働省社会・援護局保護課長通知
社 発	厚生省社会局長通知
障企発	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知
障障発	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知
庁保発	社会保険庁運営部医療保険部長通知
年 発	厚生労働省年金局長通知
保国発	厚生労働省保険局国民健康保険課長通知
保 発	厚生労働省保険局長通知
保文発	厚生省保険局保険課長回答
薬生発	厚生労働省医薬・生活衛生局長通知
老 発	厚生労働省老健局長通知

5 文 献

- 有泉厚年 有泉亨 = 中野徹雄編『全訂社会保障関係法 1 厚生年金保険法』(日本評論社, 1982年)
- 有泉国年 有泉亨 = 中野徹雄編『全訂社会保障関係法 2 国民年金法』(日本評論社, 1983年)
- アルマ 加藤智章 = 菊池馨実 = 倉田聡 = 前田雅子『社会保障法〔第6版〕』(有斐閣, 2015年)
- 岩 村 岩村正彦『社会保障法 (1)』(弘文堂, 2001年)
- 菊 池 菊池馨実『社会保障法〔第2版〕』(有斐閣, 2018年)
- 菊池将来構想 菊池馨実『社会保障法制の将来構想』(有斐閣, 2010年)
- 島 崎 島崎謙治『日本の医療——制度と政策』(東京大学出版会, 2011年)
- 菅 野 菅野和夫『労働法〔第11版補正版〕』(弘文堂, 2017年)
- 西 村 西村健一郎『社会保障法』(有斐閣, 2003年)
- 百 選 岩村正彦編『社会保障判例百選〔第5版〕』(有斐閣, 2016年)
- 百選〔4版〕 西村健一郎 = 岩村正彦編『社会保障判例百選〔第4版〕』(有斐閣, 2008年)
- 百選〔3版〕 佐藤進 = 西原道雄 = 西村健一郎 = 岩村正彦編『社会保障判例百選〔第3版〕』(有斐閣, 2000年)
- 百選〔2版〕 佐藤進 = 西原道雄 = 西村健一郎編『社会保障判例百選〔第2版〕』(有斐閣, 1991年)
- 百選〔初版〕 佐藤進 = 西原道雄編『社会保障判例百選』(有斐閣, 1977年)
- *百選にある数字はその版の事件番号を示す
- 堀 堀勝洋『社会保障法総論〔第2版〕』(東京大学出版会, 2004年)
- 堀年金 堀勝洋『年金保険法〔第4版〕——基本理論と解釈・判例』(法律文化社, 2017年)
- 糶 井 糶井常喜『社会保障法』(総合労働研究所, 1972年)

6 判例集略語

- 刑 集 最高裁判所刑事判例集
- 民 集 最高裁判所民事判例集
- 高刑集 高等裁判所刑事判例集
- 高民集 高等裁判所民事判例集
- 行 集 行政事件裁判例集
- 労民集 労働関係民事裁判例集

家 月	家裁月報
訟 月	訟務月報
裁 時	裁判所時報
集 民	最高裁判所判例集民事
判 時	判例時報
判 夕	判例タイムズ
勞 判	労働判例
勞經速	労働経済判例速報
賃 社	賃金と社会保障
判 自	判例地方自治
金 判	金融・商事判例

執筆者紹介

笠木 映里 (かさぎ えり)

フランス国立科学研究センター研究員 (ボルドー大学所属)

第1章・第4章担当

嵩 さやか (だけ さやか)

東北大学大学院法学研究科教授

第3章・第8章担当

中野 妙子 (なかの たえこ)

名古屋大学大学院法学研究科教授

第2章・第5章担当

渡邊 絹子 (わたなべ きぬこ)

筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

第6章・第7章担当

第1章

社会保障とは何か？

第1節 社会保障の概念と意義

① 社会保障の概念

1 「社会保障」と「要保障事由」

社会保障法学が対象とする「社会保障」の概念は、この概念が用いられる国およびその時代ごとに変容し得る。

「社会保障」に当たる言葉が法令上初めて用いられたのは、1935年に制定されたアメリカの「社会保障法 (Social Security Act)」であったといわれている。もっとも、実質的に現代の先進諸国の社会保障の礎を築いたといえるのは、第二次世界大戦中にイギリスで発表され、戦後のイギリスの社会保障制度の基礎とされた、いわゆるベヴァリッジ報告書（「社会保険および関連サービス」（—— Social Insurance and Allied Services —— Report by William Beveridge, 1942）であった。同報告書は、従来からヨーロッパを中心として発展していた社会保険制度を中心的な柱としつつ、広く国民全体を対象とする所得保障と、公的な医療サービスを提供する制度からなる社会保障制度の全体像を構想するものであった。同報告書は、社会保障を、「失業、疾病もしくは災害によって収入が中断された場合にこれに変わるための、また高齢による退職や本人以外の者の死亡による扶養の喪失に備えるための、さらにまた出生、および結婚などに関連する特別の支出をまかなうための、所得の保障」

(訳語は、山田雄三監訳『社会保険および関連サービス——ベヴァリッジ報告』(至誠堂、1969年)185頁による)と定義している(ベヴァリッジ報告書を基礎とした社会保険制度について→[③](#)1)。

また、国際労働機関(ILO: International Labour Organization)は、1942年に発表した「社会保障への途(Approaches to Social Security)」において、「社会保障」を、「社会が適切な組織を通じてその構成員がさらされている一定の危険に対して与える保障」と定義し、この「一定の危険」とは、「僅かな資力しかもたない個人が自己の能力或は思慮のみでは或はまた家族員との私的な協力をもつても有効に対処しえない事故」であり、これらの事故は「労働者の自己ならびにその被扶養者の健康と体面維持能力を危険におとし入れる」とする。そして、このように定義される「社会保障の促進は国家の固有の機能である」と宣言していた(日本語訳は厚生大臣官房総務課「社会保障への接近——I. L. O. 研究報告書」(昭和26(1951)年)による)。

日本では、上記のベヴァリッジ報告書からも影響を受けた「社会保障制度に関する勧告」(社会保障制度審議会、昭和25(1950)年)が、「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廢疾、死亡、老齡、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り……すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」と定義している。

これらの文書は、国際社会ないし日本において構築されるべき社会保障のモデルを提示し、立法を方向づける政策文書としての重要な意義を有したといえるだろう。各種の文書から読み取れるように、社会保障という概念の中核には、個人ないしその被扶養者の生活を困窮に陥れる可能性のある出来事について、個人が常に自分だけで対処することは困難であり、それゆえ国家が何らかの制度・組織を構築して対処を行うべきであるという考えがある。このとき、国による保障が必要と評価される生活上の困難——疾病・負傷・老齡等——を「要保障事由」と呼ぶことがある。具体的に、いかなる事柄を個人では対応できない「要保障事由」と評価し、どこからを個人の責任の問題と評価するのかは、各国の時代ごとの社会・政治・経済の状況によって変容し、最終的には政治過程による決定に依存する。このことを個人の側から言い換えれば、各国の市民は、政治過程への参加を通じ、その国の社会保障がカバーすべき要保障事由を決定することになる。このとき、各個人が、少なくとも

も政治過程に参加するために必要な最低限度の生活水準を維持していることは、このような決定が正常に機能するための前提条件となるだろう。そのため、各種の所得保障制度の中でも、最低限度の生活を下回る生活水準にある者に対して給付される、いわゆる公的扶助（生活保護について→第8章）は、政治過程それ自体への参加を保障するものとして、最も基本的な社会保障制度といえる（以上につき、太田匡彦「対象としての社会保障——社会保障法学における政策論のために」社会保障法研究1号（2011年）165頁）。

図表1-1に示す通り、今日、日本を含む多くの国が、上記のベヴァリッジ報告書の構造を引き継いで、医療保障と所得保障の二つの分野を柱として各種の制度を構築しており、これに加えて高齢者・障害者・児童等を対象とする福祉サービスを提供している。これらの多様な制度を包含し得るものとしての「社会保障」は、差し当たり、「何らかの保障を必要とする私人の生活上の困難（要保障事由）を軽減することを目的として、国や地方公共団体等が、租税や保険料（→③1）を財源として、個人や世帯に対して金銭やサービスを提供する仕組み」などと定義することが可能であろう。

発展1-1 アメリカにおける公的医療保険の不存在とオバマ改革

アメリカは、先進諸国の中で唯一、国民一般を対象とする公的な医療保障が存在しない国であった。生活困窮者や高齢者を対象とするもの以外には社会保障医療と呼べるような制度は存在せず、国民はそれぞれの資力に応じて自らが選択した民間の医療保険や、自らの勤務する会社が契約する団体保険に加入する状況だった（その背景について→第2節①2発展1-9）。そのような中、低所得者層を中心として多数の無保険者が発生し、資力がないうえに病気になっても医療機関を受診できず、必要な治療・手術を受けられない患者が多数存在していた。

2009年に大統領に就任したバラク・オバマは、選挙戦中からの公的医療保障の必要性を主張し、2010年に医療保険制度改革法を成立させた（PPACA：Patient Protection and Affordable Care Act）。PPACAは（「オバマケア」と呼ばれることもある）、個人に対して保険への加入を義務づけるとともに、実際に多くの国民が保険に加入できるよう、民間保険会社が販売する保険契約に対する規制（例えば既往症等を理由とした保険加入拒否の禁止等）を行っている。また、保険料負担が困難な低所得者については、所得補助も行う。

国が組織する社会保障制度の創設・拡充は、既存の民間保険市場の存続・発展を制限する効果を有し得る。これに対して、PPACAは、民間保険と競合する社会保障制度を新たに創設するのではなく、国民への医療保障の観点から民間保険に規制を行うという形で社会保険制度に近い仕組みを実現しようとするものであり、社会保障と民間保険市場の共存を図るアメリカ型公的医療保険とも評し得る制度である。もっとも、2017年に大統領に就任したドナルド・トランプは、オバマケアの廃止を公約のひとつに掲げて当選しており、

6 第1章 社会保障とは何か？

図表 1-1 諸外国の社会保障制度

	日本 (カッコ内は本書の章番号)	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	アメリカ
年金	(第3章) ・社会保険 ・皆年金 ・二段階の強制加入年金	・失業等も含め所得保障を一体化した社会保険 ・拠出能力を持つ国民を対象	・社会保険 ・報酬比例 ・被用者・一部の自営業者等を対象	・社会保険 ・二段階（いずれも報酬比例）の強制加入年金 ・被用者・自営業者等を対象	・社会保険 ・被用者・自営業者が同一の所得比例年金に加入 ・税財源の最低保障年金による補完	・社会保険 ・被用者と一部の自営業者を対象
医療	(第4章) ・社会保険 ・皆保険 ・主として現物（医療サービス等）給付 ・一部負担あり	・税財源 ・現物給付 ・全国民を対象 ・原則として一部負担なし	・社会保険 ・保険者を選択 ・主として現物給付 ・高所得者は社会保険と私保険のいずれかに加入 ・外来につき一部負担なし	・社会保険 ・全住民が対象 ・比較的高い一部負担 ・被用者は社会保険を補完する私保険にも強制加入	・税財源 ・現物給付 ・地方自治体が主体 ・全住民が対象 ・一部負担あり	・民間医療保険を利用した医療保障 ・高齢者・低所得者向けに税財源の別制度
児童手当・家族手当	(第5章) ・税財源 ・金銭給付 ・緩やかな所得制限	・税財源 ・16歳未満の全ての子どもについて支給される金銭給付 ・子どものいる低所得世帯には税額控除	・税財源 ・18歳未満の全ての子どもについて支給される金銭給付 ・低所得世帯には加算	・社会保険 ・使用者のみ拠出 ・所得と子どもの数に応じて異なる給付要件・額	・税財源 ・金銭給付 ・16歳未満（原則）の全ての子どもについて支給される金銭給付	・税財源 ・児童を養育する貧困家庭への扶助
最低生活保障	(第8章) ・税財源 ・主として金銭給付	・税財源 ・稼働能力の有無により異なる制度 ・税額控除と一体化した制度（給付つき税額控除）が発展	・税財源 ・主として金銭給付 ・65歳以上の者・18歳以上で稼働能力が減少・喪失した者につき別建ての制度	・税財源 ・対象者（高齢者、障害者、現役世代）ごとに異なる制度	・税財源 ・主として金銭給付 ・地方公共団体が主体 ・高齢者には年金と最低生活保障の間に特別な制度がある	・税財源 ・対象者ごとに異なる制度 ・金銭給付 ・フードスタンプ ・州独自の制度も存在

	日本 (カッコ内は本書の章番号)	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	アメリカ
福祉 (高齢・障害・児童)	(第5章) 【高齢】 ・社会保険 ・介護サービス等の購入費用の償還。第三者払いにより現物給付化 【障害】 ・税財源 ・介護サービス等の購入費用の償還。第三者払いにより現物給付化 【児童】 ・税財源 ・現物(保育サービス等)給付	【高齢・障害】 ・税財源(以下同じ) ・地方自治体が組織するサービス 【児童】 ・保育は教育制度の一環 ・一部の児童につき無料の早期教育サービス ・子どもの貧困に注目した分野横断的政策	【高齢・障害】 ・社会保険 ・主として現物(介護サービス等)を給付 ・年齢を問わず介護を要する人が対象となる 【児童】 ・税財源 ・1歳以上のあらゆる児童について保育所入所を請求する法的権利を付与 ・3歳未満の児童を自宅で保育する保護者には金銭給付	【高齢・障害】 ・税財源(以下同じ) ・高齢者と障害者につき別建ての制度 ・いずれも県が運営(国や社会保障金庫の費用負担あり) ・在宅・施設介護サービスにかかる費用の一部を給付 【児童】 ・保育所、保育ママサービス ・所得や扶養家族数により異なる保育所利用者負担	【高齢】 ・税財源(以下同じ) ・主として現物(介護サービス等)を給付 ・地方自治体が主体 【障害】 ・主として現物(介護サービス、作業訓練等)を給付 ・地方自治体が主体 ・重度者の専属介助者には費用を給付 【児童】 ・保育は教育制度の一環 ・現物給付 ・地方自治体が主体	【高齢・障害】 ・極めて限定的な連邦政府等の補助が存在 ・高齢者・低所得者向けの医療保障制度によってごく一部がカバーされる 【児童】 ・税制上の保育費用控除 ・保育・幼児教育に関する制度は州ごとに異なる ・低所得者世帯の乳幼児には特別な抱括的支援
労災	(第6章) ・社会保険 ・金銭給付および現物給付(医療サービス等) ・使用者のみ拠出 ・通勤災害(通災)もカバー	・年金・失業等の所得保障と一体化した社会保険 ・金銭給付 ・給付は障害手当のみ	・社会保険 ・金銭給付および現物給付 ・使用者のみが拠出 ・通災もカバー	・社会保険 ・金銭給付および現物給付 ・使用者のみ拠出 ・通災もカバー	・社会保険 ・原則として金銭給付(年金)のみ ・使用者のみ拠出 ・通災もカバー	・州ごとに組織 ・州の基金による保険ないし民間保険・使用者(グループ)の自己保険に使用者が加入
失業	(第7章) ・社会保険 ・金銭給付	・年金等も含め所得保障を一体化した社会保険 ・金銭給付	・社会保険 ・公的扶助に近しい税財源の制度が並存	・労使協定を基礎とする社会保険 ・金銭給付	・任意加入の社会保険 ・非加入者にも保険事故発生時に部分的に給付を行い事後的に保険料徴収 ・金銭給付	・連邦法が定める枠の中で州ごとに組織 ・ほとんどの州で、失業保険の財源は事業主が100%負担

(出典) 厚生労働省「2015年 海外情勢報告」、各国の政府関係サイト等の各種資料を参照。
各国の制度については、執筆時に確認できた情報に基づき、特徴的な点・重要な点のみを記述した。

第3章

年 金

総 論

① 年金制度の存在意義と位置づけ

1 稼働所得の喪失・減少のリスク

完全に自給自足で生計を維持するのではない限り、ほぼ全ての社会で行われている貨幣経済においては、各人の生存を維持するために必要な商品等を金銭にて取得する必要がある。そして多くの者は労働力の提供により、商品等を購入する金銭（稼働所得）を得ている。したがって、労働により獲得される稼働所得は各人の生存の維持にとって必要不可欠であり、逆にいえば、稼働所得（あるいは、稼働所得を獲得する能力（稼働能力））の喪失・減少は各人の生存を脅かすことになる。

こうした稼働所得（あるいは、稼働能力）の喪失・減少を引き起こす代表的な事由（リスク）として、老齢、障害、（世帯の主な稼働者の）死亡がある。老齢は時の経過とともに自然に訪れるものであり、特に寿命の伸びが著しい現代においては老齢の到来は十分予測可能である。これに対し、障害・死亡は、突発的に訪れる不測の事態であることが多い。その点では、障害や死亡に対する保障の必要性は、老齢よりも高いともいえる（アルマ78頁）。社会経済の進展に伴いこれらのリスクによる生存への影響は変化するが、多くの国では依然として老齢・障害・死亡が稼働所得（あるいは、稼働能力）の喪失・減少のリスクの中心に位置づけられている。

(1) 老齡のリスク

老齡は、加齡がもたらす肉体的衰えにより稼働能力の喪失・減少を引き起こすとともに、被用者として労働する者にとっては企業における定年制度の存在により労働の場を喪失する危険をもたらす。ただし、近年では、保健医療技術の発展による健康の増進や、それに伴う寿命の延びなどにより、老齡に達しても稼働能力を維持している高齢者も多く、老齡のリスクが必然的に稼働能力の喪失・減少をもたらすとの前提が揺らぎつつある。こうした変化は、高齢者の就労と年金の調整のあり方（→各論③7(2)(f)）や老齡年金の意義に影響を与え得る。

(2) 障害のリスク

障害は、多くの場合、心身の機能低下を伴うことから、稼働能力の喪失・減少を引き起こすリスクとして観念される。ノーマライゼーションの理念（→第5章各論③1(1)）を背景とする1975年の国連総会での「障害者の権利宣言」や1981年の「国際障害者年」等では、障害者の自立や経済的・社会的・文化的活動への参加等を内容とする「完全参加と平等」が目指されているが、ここでも障害は稼働能力の喪失・減少を引き起こすリスクとして所得保障の必要性が唱えられている。もっとも、障害のリスクを、健康上の理由に基づき稼働能力を制約するリスクと捉えるだけでなく、稼働能力の制約により能力に適合した職場を見つけれないという労働市場におけるリスクをも含めて観念する考え方も唱えられている（福島豪「ドイツ障害年金の法的構造（3・完）——障害保障と失業保障の交錯」大阪市立大学法学雑誌53巻3号（2007年）651頁）。

(3) 死亡のリスク

世帯の主な稼働者の死亡は、その者の稼働所得により生計を維持していた家族に対して、所得の喪失・減少を引き起こす。このリスクは典型的には、夫が主たる稼働者である専業主婦の妻やその子にみられる。ただし、女性も男性と同程度に労働市場に参入し稼働所得を得るようになると、主たる稼働者であった夫の死亡が妻に与える経済的影響は小さくなるため、夫を亡くした妻に対する所得保障の必要性はその分減少する。このように労働市場のあり方により死亡のリスクの程度は変化し得るが、労働市場での稼働が期待できない遺族（子など）に対しては、依然として主たる稼働者の死亡は大きな所得喪失・減少のリスクといえる。

2 所得保障における自助努力とその限界

老齡・障害・死亡のリスクが到来した者は、生存の維持のために稼働所得に代わる所得が必要となる。年金制度の意義は、こうした者に対して一定の金銭給付を行

うことによって所得を保障することにある。ただし、国がこれらの者に対する所得保障に積極的に介入することは必ずしも自明ではなく、私的な自助努力・相互扶助によって所得保障がなされることもある。もっとも、以下のように、私的な自助努力・相互扶助にはそれぞれ一定の限界がある。

(1) 貯蓄とその限界

まず、本人がそれまでに積み立てた貯蓄を切り崩してリスク到来後の生活費に充てればよいとの考えが成り立ち得る。しかし、こうした方法は、予測が困難な障害や死亡のリスクについてはうまく機能しない可能性が高い。また、ある程度予測が可能である老齢のリスクについても、しばしば人は近視眼的に行動してしまう（つまり、稼働所得を目先の消費にのみ充ててしまう）という問題がある。また、稼働所得が低いために十分に貯蓄できない可能性がある、あるいは貯蓄はインフレなどの貨幣価値の変動により実質価値が維持しにくい等の問題もあり得る。したがって、完全に各人の自助努力に所得保障を委ねることには限界がある。

(2) 私的扶養とその限界

第二に、老齢・障害・死亡のリスク到来による稼働所得の喪失・減少については、家族などによる私的扶養によって保障することが考えられる。実際、社会保障制度が発展する以前の社会では、家族や親族などが相互に助け合うことで、所得の喪失・減少のリスクを分散する機能を果たしていた。しかし、こうした家族の役割は、近年の核家族化の進展や、1世帯当たりの子どもの数の減少、経済的余裕のない現役世代の増加などにより、その機能が十分には期待できない状況にある。

(3) 私的年金制度とその限界

第三に、企業年金などの任意加入の私的年金制度を整備・促進することにより、老齢・障害・死亡のリスクに備えればよいとの考えがあり得る。この考えは、個人や家族を超えた集団でリスクに対して備えることから、上記の個人や家族での保障の限界をある程度克服することができる。しかし、私的年金制度への加入が任意であることから、加入する者とならない者、あるいは加入できる者とできない者との違いが生ずる可能性があり、保障として不十分な点を残している。

3 国家の介入と年金制度の位置づけ

このように、老齢・障害・死亡のリスクに対する所得保障に関し、私的な自助努力・相互扶助には不十分な点があるため、何らかの形で国家が介入する必要性が高い。もっとも、その方法は多様である。

(1) 公的扶助と年金制度

まず、各国で広く採用されている租税を財源とした公的扶助（日本では生活保護）で、老齢・障害・死亡のリスクも含めて最終的に最低所得を保障すればよいとの考え方があり得る。この考え方に対しては、公的扶助では、限られた財源の効率的配分という観点から、多くの場合、資産調査や扶養義務者の探索が行われ、これにより受給に際して屈辱感（スティグマ）を味わうという問題点がしばしば指摘される。また、主に社会保険方式での公的年金制度の必要性を主張する立場からは、公的扶助のみで所得保障を行うと、公的扶助を当てにして貯蓄に努めないというモラル・ハザードが生じるなど、不必要な最低所得保障費の支出が懸念されている。

こうしたことから、老齢・障害・死亡のリスクに対し、公的扶助とは異なる公的年金制度を構築することの意義が認められる。ただし、無拠出制の最低保障年金を給付する公的年金制度については、その目的・機能が公的扶助に近接することとなるため、そのような制度を構築する場合には両制度の理念の違いや棲み分けを明確にする必要がある。

(2) 年金制度とその他の制度

多くの国では老齢・障害・死亡のリスクに対する所得保障を公的年金制度で行っており、日本でも公的年金制度（国民年金制度と厚生年金保険制度）が老齢・障害・死亡のリスクを全てカバーする制度として構築されている。

他方で、それぞれのリスクの特徴に照らし、リスクごとに異なる制度で保障することもあり得る。例えば、障害年金を老齢年金と切り離して医療保険制度の下においたり、障害者福祉における給付として位置づけたりする選択肢があり得る。また、障害のリスクを（稼働能力の制約により適切な職場を見つけられないという）労働市場におけるリスクとして捉えれば、障害年金は失業給付に近接する。死亡のリスクに対する遺族年金は、死亡した者が受給し得た老齢年金の遺族への移転（老齢年金からの派生的権利）として位置づけられる場合がある一方で、子やひとり親家庭などを対象とした児童手当や家族手当の一つとして位置づけることも可能であろう。

② 公的年金制度の形成・設計

1 公的年金の保障方法

公的年金制度の保障方法としては、まず社会保険方式と税方式（それぞれの特徴について→第1章第1節③3）とに分けることができる。さらに、社会保険方式の年金制度は、財政運営の方式に着目した場合には積立方式と賦課方式とに分類でき、

他方で給付設計のあり方に着目した場合には確定給付と確定拠出とに分けることができる。

(1) 社会保険方式と税方式

一般に社会保険方式を採用する公的年金制度では、被保険者本人が保険料を拠出したことが受給要件とされていることから、「自らリスクに対して備える」という「自助」の側面を持つ。他方で同時に、保険原理に基づき被保険者集団におけるリスクの相互負担という「連帯」の側面も持つ（岩村 19 頁）。また、社会保険方式の年金制度では、高所得者から低所得者への所得再分配（垂直的所得再分配）が機能している場合も多く、その場合には扶助原理が機能しているといえる（堀勝洋『年金制度の再構築』（東洋経済新報社、1997 年）164 頁、アルマ 22 頁、西村 26 頁、岩村 40-43 頁、堀 40-41 頁）。

日本をはじめ、ドイツ、フランス、イギリス、スウェーデンなどの公的年金制度は社会保険方式によって運営されている。アメリカの公的年金制度（OASDI）は、加入者が拠出する社会保障税が財源となっているが、一定期間以上の社会保障税の納付により受給権が発生することから社会保険と解される。

これに対し、税方式による公的年金制度では、通常納税額の多寡にかかわらず一定年齢に達した全ての国民（あるいは居住者）に租税を財源とした定額の年金を給付するものであることから、国民間の「連帯」が機能している（岩村 19 頁）。税方式の公的年金を採用する数少ない例として、ニュージーランドとオーストラリアがある。税方式の年金制度は、受給に際して所得・資産要件を課すもの（オーストラリア）と、課さないもの（ニュージーランド）とに分けられる。

(2) 積立方式と賦課方式

社会保険方式による公的年金制度の財政方式としては、積立方式と賦課方式とがある。積立方式とは、被保険者が拠出した保険料を積み立てておき、その積立金とその運用収入から将来の給付を行う方式をいう。これに対し賦課方式とは、被保険者が拠出した保険料はその時の受給者の給付の財源とし、積立金を保有しない方式である。制度創設当初は完全積立方式で運営していたものの、物価の変動などにより徐々に賦課方式へと移行している国も多い。ただし近年では、高齢化の進展により賦課方式から積立方式への移行が議論されることも少なくない。実際チリでは 1981 年に賦課方式から民間の年金基金会社が運営する個人勘定の積立方式へと移行し、公的年金制度の民営化が実現した。もっとも、同様の改革を行ったラテンアメリカ諸国の中には、十分な年金水準確保のため賦課方式に戻す国もみられる。

(3) 確定給付と確定拠出

社会保険方式の給付設計は、確定給付（給付建て）と確定拠出（拠出建て）とに分類される。確定給付とは、保険料拠出時点で将来の年金額またはその計算方法が定められているものであり、諸外国の公的年金制度で広く採用されている方式である。これに対し、確定拠出とは、保険料拠出時点では保険料の額またはその計算方法だけが確定しており、将来の年金額やその計算方法は定まっておらず、給付額は積み立てた保険料の運用次第で変動するものである。したがって、確定拠出は通常積立方式をとることになるが、1999年にスウェーデンの公的年金改革で導入された「観念上の確定拠出年金（Notional Defined Contribution）」は、賦課方式と確定拠出とを組み合わせた新たな年金の財政方式として注目を集めた。すなわち、被保険者が支払った保険料は、賦課方式によりその時の年金給付に充てられるが、同時に被保険者の個人勘定に拠出した保険料が積み立てられたものとして記録され、年金受給の際にはこの記録された（現実には存在しない）積立金を基に年金額が算定される仕組みである。

発展3-1 給付の安定と保険料（率）の安定

社会保険方式の公的年金制度においては、給付の安定か保険料（率）の安定かのいずれかを重視するかで制度設計が変わってくる。確定拠出は、給付水準を予め決めないため、保険料（率）を頻繁に変更させる必要性が本来的に低く、安定的な保険料（率）設定を指向する政策に適合的である。他方で、確定給付の下で予め決められた給付水準の維持を重視する政策では、賦課方式の制度の場合には人口構造の変化に合わせて、また積立方式の制度の場合には貨幣価値の変動に合わせて、保険料（率）を変更する必要性が高くなる。その場合、保険料（率）水準を将来に向けて段階的に引き上げていくことを予め想定して将来見通しを作成した上で、当面の保険料（率）を設定する方式（段階保険料方式）がとられることがある。もっとも、確定給付であっても、長期的にはほぼ一定の拠出水準を維持するように保険料（率）を設定することにより（平準保険料方式）、保険料（率）の安定を確保することも可能である。

平成16（2004）年の年金改正では、保険料（率）を段階的に引き上げるが将来的にその上限を固定して保険料（率）の安定を確保するとともに（保険料水準固定方式）、その保険料収入の範囲内で給付ができるようにマクロ経済スライド（→各論③⑥）を導入して給付水準を引き下げつつ、その下限（50%の所得代替率）を設定して給付の一定程度の安定も指向された。従来の給付の安定を指向する方針から、給付水準の維持にも配慮しながら保険料（率）の安定を目指す方針に切り替えられたと評価できる。

2 公的年金の給付水準と公私の役割

公的年金の給付水準については、公的年金制度が担うべき役割に照らした定性的

度が報酬比例の年金を給付するドイツやフランスと比べると、全国民に対し基礎年金が給付される点が特徴的である。基礎年金の保障方法は、租税を財源とした全国民対象の公的年金制度を持つニュージーランドやオーストラリアとは異なり、社会保険方式がとられている点でイギリスの制度に近い。もっとも、イギリスでは無業者は任意加入の対象となっているに過ぎないのに対し、日本ではかつて任意加入であった専業主婦や学生など所得のない（あるいは低い）者も含めて、国民年金制度に強制加入させる点に特徴がある。

財政方式に関しては、1980年代以降にラテンアメリカ諸国などで公的年金制度の民営化に伴い賦課方式から積立方式への移行がみられたが、日本の公的年金制度は賦課方式の要素が強い修正積立方式で運営されている。また、スウェーデンのように賦課方式をとりつつも個人勘定を設定し保険料拠出の実績を記録する「観念上の確定拠出年金」ではなく、確定給付で運営されている。従来は、経済成長とあいまって給付の維持・改善を眼目とした改正が相次いだが、近年では少子高齢化の進展を背景に制度の持続可能性が模索され、保険料の安定に重きをおく方針に切り替えられている。

各論

① 公的年金の保険者

国民年金および厚生年金保険は、政府が管掌する（国年3条1項、厚年2条）。公的年金の運営に関する権限は厚生労働大臣に帰属するが、一部の権限は地方厚生局長に委任される（国年109条の9、厚年100条の9）。また、適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付などの一連の運営業務にかかる厚生労働大臣の権限・事務は、平成22（2010）年1月に社会保険庁の廃止に伴い設立された特殊法人である日本年金機構に委任・委託される（国年109条の4・109条の10・109条の11、厚年100条の4・100条の10・100条の11）。厚生労働大臣は公的年金の財政責任と管理運営責任を担い、日本年金機構への監督を行う（日本年金機構法48条～50条）。なお、被用者年金一元化後の厚生年金保険制度では、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、保険者とは異なる「実施機関」という組織が設けられ、効率性の観点から、従来の共済制度に応じた被保険者区分に対応して既存の共済組合等がこれに充てられた（厚年2条の5→②2(2)）。

厚生労働大臣は実施機関でもあるが、実施機関としての事務（記録管理、徴収、裁定等）は上述の通り日本年金機構に委託されている。

発展 3-4① 保険者の役割と年金記録問題

保険者の主な任務の一つは保険給付を行うことである。国民年金でも厚生年金保険でも、受給権の有無や給付額は保険への加入期間や保険料の納付に基づいて決定されるため、個々の被保険者の加入や保険料納付を正確に記録しておく必要がある。また、年金制度は加入から受給までの期間が長期に及ぶため、記録の管理は相当長期間行う必要がある。こうしたことから、国民年金でも厚生年金保険でも保険者（あるいは実施機関）は原簿を備えることとされている（国年 14 条，厚年 28 条）。

原簿による年金記録は、制度創設当初は紙の台帳で管理され、後に磁気テープによる管理に変わり、現在ではオンラインシステムによって管理されている。また、平成 9（1997）年以降は、各人に一つ割り当てられる基礎年金番号によって年金記録を一元的に管理している。しかし、基礎年金番号が導入される以前の年金番号の一部は、基礎年金番号への統合・整理がうまくなされず、誰の年金記録かわからない年金記録が平成 19（2007）年に約 5095 万件あることが発覚し、大きな社会問題となった（「宙に浮いた年金記録問題」，「消えた年金記録問題」）。これを機に、公的年金の管理運営業務のあり方への批判が高まり、管理運営を担ってきた社会保険庁の解体をもたらす要因の一つとなった（管理業務の不備に起因する不利益に対する救済措置について→⑥ 2 発展 3-15）。

発展 3-4② 厚生年金保険の民営化と憲法 25 条

近年は下火となったが、かつては、公的年金制度の合理化・効率化等を目指して、厚生年金保険の民営化が盛んに議論されていた。政府が保険者として運営している厚生年金保険を民営化する場合、その形態にもよるが、多かれ少なかれ政府（国）の役割は縮減する。そのため、国が生存権を保障するため社会保障の向上・増進に努めるべきことを規定している憲法 25 条との関係で問題が生じ得る。

(1) まず、制度への強制加入は維持しながら保険者のみを政府から他の主体に変更する場合を想定してみる。これはさらに、①公法人への変更、②民間法人への変更に分けられる。

①政府から公法人への変更（例えば、平成 18（2006）年健康保険法改正による政府から全国健康保険協会への保険者の変更）については、憲法 25 条が公的年金制度の所得比例部分について国の直営を要求しているのが問題となる。この点については、憲法 25 条が社会保障の多様なあり方の中から国直営の社会保障制度のみを要求していると解する根拠は見当たらないし、またそのように解することは社会保障から国家と個人以外の「社会」という契機を排除しかねず妥当でない。したがって、政府から公法人への変更は憲法 25 条には反しないと解される。

②民間法人への変更は、従来政府などの行政主体（公法人も含む）が実施してきた厚生年金保険を民間法人の運営に委ねることを意味する。憲法 25 条 2 項にいう「社会福祉、社会保障」について、その事業主体は行政主体に限定されるとの解釈をとれば、②のよう

な変更は「社会福祉、社会保障」の縮減と評価され、また、それについての立法府の裁量を狭く解すれば、合理的理由のない②の変更による「社会福祉、社会保障」の縮減は憲法 25 条 2 項に反するという結論が導かれ得る。他方で、同条 2 項は「社会福祉、社会保障」の事業主体をいかに設定するかについて立法府の完全なる裁量に委ねていると解すれば、②の変更は憲法 25 条に反しないことになる。

(2) 次に被用者年金の完全廃止による民営化については、どうだろうか。学説においては、1 項 2 項二分論（→第 2 章第 2 節① 2 発展 2-1）を前提に憲法 25 条 2 項は国家に社会保障制度の向上努力義務を課したものであり、合理的理由が存在しないにもかかわらず、厚生年金保険の廃止を行うことは同義務に反し違憲無効であるとの見解がある。しかし、合理的理由のない社会保障制度廃止をおよそ全て違憲無効とするほどの規範的効力を同条 2 項から導けるのかは必ずしも明らかではない。また、国家が私的年金の法整備を充実させそれへの加入を（税制優遇措置などを通じて）促進することによって各人によりよい年金受給権を保障することも、同項にいう「社会保障、社会福祉」に含まれると解すれば、こうした（私的年金の促進という）代替措置を伴う被用者年金制度の廃止を一概に『「向上及び増進」に反するもの』ということとはできないだろう。

発展 3-4②の参考文献

- ・岩村正彦「社会保障改革と憲法 25 条——社会保障制度における『国家』の役割をめぐって」江頭憲治郎＝確井光明編『法の再構築 [I] 国家と社会』（東京大学出版会、2007 年）83 頁
- ・大場敏彦「年金制度改革の課題」季刊労働法 192 号（2000 年）22 頁

② 被保険者の範囲と被保険者資格の得喪

1 国民年金

(1) 被保険者の範囲

国民年金の強制加入の被保険者には、「第 1 号被保険者」「第 2 号被保険者」「第 3 号被保険者」という三つの種類がある（国年 7 条 1 項）。第 1 号被保険者とは、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって第 2 号被保険者および第 3 号被保険者でないもの（ただし、厚生年金保険法に基づく老齢年金等の受給権者を除く）であり、典型的には自営業者、20 歳以上の学生、無業者がこれに当たる。第 2 号被保険者とは、厚生年金保険の被保険者である。第 3 号被保険者とは、第 2 号被保険者の配偶者であって主として第 2 号被保険者の収入により生計を維持するもののうち 20 歳以上 60 歳未満のものであり、専業主婦（夫）が典型例である。なお、生計維持関係の認定基準は、健康保険法の被扶養者の認定基準と同様である（→第 5 章各論① 2(4)）。

強制加入の被保険者のほかに、日本国籍を有する者であって日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の者など、一定の要件を満たした者には任意加入が認められている（国年附則5条1項）。

発展3-5 国民年金と国籍条項

昭和34（1959）年制定当初の国民年金法には、被保険者資格の取得や各種福祉年金の受給を日本国民に限る国籍条項が規定されていた。障害福祉年金の国籍条項が憲法25条に違反するか否かについて、塩見訴訟最高裁判決（最判平成元・3・2判時1363号68頁（百選4））は、障害福祉年金が全額国庫負担の無拠出制年金であり、その支給対象者の決定についての立法府の裁量は広範であることに加え、「社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかについては、国は、特別な条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも、許されるべき」と解して、障害福祉年金の支給対象者から在留外国人を除外することは立法府の裁量の範囲に属すると判示した。

また、制度発足当初は、被保険者を日本国民に限るという制度の趣旨が行政実務において徹底されておらず、行政窓口にて在日外国人に加入を勧誘し保険料を徴収するという取扱いが少なからずみられた。そのため、被保険者資格がないことを知らずに長期間保険料を納付し続けた在日外国人の取扱いが問題となった。東京高判昭和58・10・20（判時1092号31頁）は、老齢年金の受給権を得るのに必要な期間にわたって保険料を納付してきた在日外国人につき信頼保護の必要性から老齢年金裁定請求却下処分を取り消したが、東京地判昭和63・2・25（訟月34巻10号2011頁）は、保険料納付期間が老齢年金受給に必要な期間より8カ月足りない段階で外国籍であることが発覚した在日外国人について、被保険者資格を否定した。

なお、国民年金の国籍条項は、昭和56（1981）年に日本が「難民の地位に関する条約」を批准したことにより、撤廃された。

(2) 任意加入と学生無年金障害者訴訟

国民年金制度創設当初は、被用者年金の被扶養配偶者（典型的には、専業主婦（夫））および20歳以上の学生は任意加入の対象とされていたが、前者は昭和60（1985）年の基礎年金改革の際に第3号被保険者として強制加入の対象とされ、後者は平成元（1989）年の法改正により平成3（1991）年4月から強制加入となった。

一連のいわゆる学生無年金障害者訴訟は、学生時代に国民年金に任意加入せずに傷病により障害を負った者らが、障害基礎年金の支給裁定を申請したところ、当時の被保険者資格が認められないとして不支給決定を受けたのを不服として、同決定の取消しと国家賠償を求めて訴えを提起したものである。

東京地判平成16・3・24(判時1852号3頁)は、昭和60(1985)年の国民年金法改正時点において、無拠出制の障害基礎年金を受給できる20歳前に障害を負った者(国年30条の4→③8(1)(d))と、同年金を受給できない20歳以後に障害を負った学生との間の取扱いの差異を放置しておくことは憲法14条1項に違反し、20歳以後に障害を負った学生に何らの救済措置も講じなかったのは国家賠償法上違法な立法不作為に当たるとした。この東京地裁判決を受けて、平成16(2004)年12月に「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」が制定され、国民年金に任意加入しなかった学生と被用者の配偶者(専業主婦等)のうち一定の障害を負っている者に、特別障害給付金が給付されることとなった。

もっとも、同事件の控訴審(東京高判平成17・3・25判時1899号46頁)は、上記の救済措置をとらなかったことは憲法14条1項に違反しないとした。また、最高裁(最判平成19・9・28民集61巻6号2345頁(百選10))も、堀木訴訟最高裁判決を踏襲しつつ、20歳以上の学生を強制加入被保険者としなかったことは憲法25条にも憲法14条1項にも違反しないとするとともに、保険方式の国民年金制度における無拠出制年金の受給権者の範囲や支給要件等の決定にかかる立法府の裁量は、拠出制年金に比べてさらに広範であるとして、無拠出制年金の受給についての20歳前障害者と20歳以上の学生との間の取扱いの差異は合理的理由のない不当な差別的取扱いではないとした。同最高裁判決も指摘するように、初診日(→③8(1)(e))までの間に、およそ被保険者となる機会のなかった者(20歳前障害者)と、任意加入により被保険者となる機会を付与されていた者(20歳以上学生)とでは、たとえ同様の障害を負い保障の必要性が同等であるとしても、少なくとも社会保険制度において取扱いが異なることは不合理とはいえないだろう。

(3) 被保険者資格の得喪

国民年金法7条による被保険者については、同法8条および9条の各号に規定する事由に該当すると、それに該当するに至った日(一部の喪失事由についてはその翌日)に、当然に被保険者資格の取得あるいは喪失の効力が発生する。

第3号被保険者以外の被保険者は、被保険者資格の取得および喪失、種別の変更に関する事項、氏名および住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならないとされ(国年12条1項)、市町村長はこの届出を厚生労働大臣に報告しなければならない(同条4項)。しかし、とりわけ第1号被保険者については、減少傾向にあるものの、届出義務を懈怠し未加入となっている者が少なからず存在し(平成30(2018)年5月に厚生労働省年金局が公表したデータによると約8.9万人(平成28

(2016)年10月末現在)), 保険料の未納とともに「年金の空洞化問題」を引き起こしている(→④1(f))。

第3号被保険者の場合は、同様の届出が配偶者の事業主(または、公務員等である配偶者が医療保障のために加入する共済組合)を経由して厚生労働大臣に対して行われる(同条5項・6項)。

厚生労働大臣は被保険者資格取得の報告あるいは届出を受けた場合は、当該被保険者について国民年金手帳を作成し交付する(国年13条)。国民年金手帳には当該被保険者の基礎年金番号等の情報が記載される。基礎年金番号は給付の迅速化などのため平成9(1997)年に導入されたものであり、それまで国民年金や厚生年金保険などの制度ごとに異なる番号が被保険者等に付されていたのを改め、各人に公的年金制度に共通する番号として付与されるものである。

発展3-6 種別変更と「運用3号」

近年、第3号被保険者であった者が第1号被保険者となった場合の種別の変更の届出がなされず、記録上第3号被保険者のままとなっているケースが数多くあることが判明した。本来ならば、遡って第1号被保険者に種別変更し、保険料徴収権が時効消滅していない2年間については保険料を納付し、時効消滅した期間については保険料未納期間として取り扱われるべきところ、届出勧奨や種別変更の処理が徹底されていなかったという行政側の不備を理由に、受給者については現状のまま第3号被保険者期間として扱い、被保険者については、第1号被保険者への種別変更を行い、時効消滅していない期間についての保険料納付を求めるが、それ以前の期間については現状のまま第3号被保険者として扱うことが平成23(2011)年1月より、厚生労働省年金局から日本年金機構への通知に基づいて実施されていた。このいわゆる「運用3号期間」の取扱いは、種別変更についての行政の広報不足によって被保険者等が被る不利益を解消することには資するが、一部の第1号被保険者に第3号被保険者期間として保険料の納付を要しない期間(国年94条の6)を認めることとなるため、法律の規定に反するとともに、第1号被保険者として誠実に保険料を納付してきた者との関係では不公平な運用といえる。そのため、同年3月にこの取扱いは廃止された。

これに代わり、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が平成25(2013)年6月に成立し、同年7月より、①不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正すること、②不整合期間を「カラ期間」(受給要件の判断の時には加算されるが、支給額には反映しない期間)として扱うこと、③50歳以上60歳未満の期間(あるいは直近10年間)について保険料(特定保険料)の追納(特例追納)を認めること(3年間の時限措置)とされるようになった(国年附則9条の4の2~9条の4の6)。

事項索引

あ 行

- IMF……………59
- ILO……………57
- アクティベーション……………39, 40
- 朝日訴訟……………46
- アメリカ……………5, 6
- アルバイト収入……………486, 497
- 安全配慮義務……………302, 408, 410
- 医業……………188
- イギリス……………6
- 育児休業……………148
- 育児休業給付……………444
- 医行為……………188
- 医師……………188
 - による医業の独占……………187
 - の不足・偏在……………173
- 医師（供給）誘発需要仮説……………194, 195
- 石綿（アスベスト）被害……………382
- 移送費……………185
- 遺族基礎年金……………133
- 遺族厚生年金……………135
- 遺族年金と男女平等……………138
- 遺族年金（労災）……………135
- 遺族補償給付……………401
- 遺族補償年金……………51, 135, 401
- 一元化論……………154
- 一時保護……………351
- 一部負担金……………209
 - の減免……………210
- 1項2項二分論……………47, 95, 121, 482
- 逸失利益……………114
 - の元本……………117
 - の遅延損害金……………117
- 一身専属権……………106, 111, 496, 521
- 一体説……………47
- 一般基準……………480, 500
- 一般教育訓練の教育訓練給付金……………448
- 一般扶助主義……………461, 465
- 一般保険者……………429
- 一般保険料……………405
- 移転費……………448
- 違法性の承継……………396, 515
- 医療過誤……………207
- 医療機関……………188
 - の機能分化……………192
 - の広告 →医療広告
- 医療計画……………191, 194
- 医療券……………504
- 医療広告……………57, 164, 166, 645
- 医療事故……………207
- 医療滞在ビザ……………182
- 医療提供体制……………171, 172
- 医療扶助……………164, 470, 503
- 医療法人……………190, 191
- 医療保険給付……………194
- 医療保護施設……………503
- インターネット上の医療情報……………167
- インターネットを介した医薬品販売
 - ……………209
 - 受取代理制度……………221
 - 訴えの利益……………489, 521

運用関連運営管理機関	85	介護サービス計画	293
運用指図	85	介護支援専門員	294
運用3号	98	介護職員処遇改善加算	271
営業の自由	54	介護認定審査会	291
遠隔診療 → 情報通信機器を用いた診療		介護福祉士	270
エンゲル方式	480	介護扶助	289, 508
エンゼルプラン	281	介護報酬	305, 509
OECD	59	介護保険	163, 254, 286
応益負担	264	— 制度の普遍化	261, 315
応召義務	463	— の被保険者	289
応能負担	264	— の保険料	311
オバマケア	5	介護保険事業計画	281, 296
か 行		介護保険施設	301
海外派遣者	377	介護保険料加算	500
海外療養費	218	介護補償給付	403
介護医療院	301	介護予防サービス	298
介護休業給付	445	介護予防サービス費	295
介護給付	295	介護予防支援	295, 311
介護給付費 (介護保険)	305	介護予防事業	307
介護給付費交付金	313	介護予防・日常生活支援総合事業	308
介護給付費 (障害者)	324	介護療養型医療施設	301
— の支給決定	321	介護老人福祉施設	301
— の支払決定	328	介護老人保健施設	301
介護給付費単位数表	305	改定率	119, 123
介護給付費・地域支援事業支援納付金	313	外部積立	78
介護給付費等単位数表	328	加給年金	125, 133
外国人	48, 52, 58, 182, 462	格差	18
短期滞在	183	格差縮小方式	480
不法在留	182, 183	学生納付特例	91, 144
不法残留	463	学生無年金障害者訴訟	51, 96, 131
介護券	509	確定給付	76
介護雇用管理改善等計画	271	確定給付企業年金	83
		基金型	83
		規約型	83

確定給付企業年金法……………82
 確定拠出……………76
 確定拠出年金……………83
 企業型……………83
 個人型……………83
 確定拠出年金法……………82
 確認（失業）……………430
 確認（児童福祉）……………275, 338
 確認（年金）……………102
 —の請求……………102, 103
 加算……………481, 500
 過失相殺……………103, 118, 414
 家族……………13, 20
 家族移送費……………185
 家族出産育児一時金……………185
 家族訪問看護療養費……………185
 家族埋葬料……………185
 家族療養費……………185, 218, 219, 220
 家庭的保育……………334, 339, 347
 稼働所得の喪失・減少……………71
 稼働能力……………472
 —活用の意思……………472
 —活用の場……………472
 稼働能力喪失説……………115
 加入者平等待遇の原則……………22
 加入者割……………235, 313
 過払分の調整……………113
 株式会社……………190
 過労死……………383
 過労自殺……………387
 勸告……………195
 看護師……………188
 患者申出療養……………169, 186, 187, 214, 215
 観念上の確定拠出年金……………76, 93, 154

機関委任事務……………266
 企業年金……………78
 —における受給者減額……………87
 企業年金基金……………83
 企業年金連合会……………86, 87
 寄宿手当……………441
 基準病床数……………191
 基礎年金……………90
 —改革……………91
 基礎年金拠出金……………91, 146
 基礎年金番号……………94, 98
 期待の利益……………482
 技能習得手当……………441
 技能修得費……………469, 510
 基本権……………105
 基本手当……………128, 434
 —の所定給付日数……………439
 基本手当日額……………436, 437
 規約……………63
 逆選択……………15
 休業補償給付……………399
 救護施設……………501
 救護法……………34, 460
 求償……………116, 413
 求職活動支援費……………448
 求職者給付……………434
 求職者支援訓練……………455
 求職者支援制度……………455
 急迫保護……………471, 477, 498
 救貧……………20
 救貧法……………25, 26, 459
 給付基礎日額……………398
 給付水準の引下げ……………120
 給付制限……………389, 440

給付付き税額控除	27	勤労控除制度	527
給付反対給付均等の原則	22	具体的権利	461
給付別体系論	66	具体的権利説	45
教育訓練給付	423, 448	組合管掌健康保険	175
教育訓練支援給付金	449	繰上げ受給	122
教育扶助	502	繰下げ受給	122
教育・保育給付	336	グループホーム	298, 326
—の支給認定	337	訓練等給付費	324
協会管掌健康保険	174	ケアプラン	293, 324
共生型サービス	296, 320, 327	ケアマネジメント	257, 293, 311, 324
強制加入	22, 174	ケアマネージャー	294
行政規則	61	計画相談支援給付費	324
強制適用事業所 → 適用事業所		経済的, 社会的及び文化的権利に関する	
業務災害	377	国際規約	52, 58
—認定	378	契約締結の自由	464
業務災害の場合における給付に関する条		契約方式	254, 258
約	57	ケインズ (ジョン・メナード)	32
業務上の疾病	381	ケースワーカー	517
業務上の負傷	379	ケースワーク	462, 514, 517
業務遂行性	379	結核医療	164
業務の過重性	384	減額査定	306, 329
居住系サービス	298	現業員	267
居住地	512	健康保険	175
—特例	513	—の被保険者	175
拋出制	90	—の保険料	228
居宅介護サービス計画費	294	健康保険組合	175
居宅介護サービス費	295	所在地	513
居宅介護支援	294, 304	減点査定	205, 213
居宅サービス	298	現物給付	
居宅保護	483, 501	……	24, 30, 170, 171, 186, 196, 261, 398
記録関連運営管理機関	84	広域連合	181
近親婚	142	合意分割	128
金銭給付	24, 30, 31, 170, 186, 218, 261	高額医療合算介護サービス費	304
近代市民法	12	高額医療費	212

- 高額医療費共同事業……………236
 高額介護サービス費……………304
 高額障害福祉サービス等給付費……………330
 高額療養費……………185, 212, 213
 公課の禁止……………112, 357, 363, 495
 後期高齢者……………161, 181
 後期高齢者医療制度……………161, 181, 238
 —の被保険者……………181
 —の保険料……………230
 後期高齢者交付金……………235
 後期高齢者支援金……………225, 234
 公金の支出……………57, 252
 更生施設……………501
 厚生年金基金……………81, 83
 厚生年金特例法……………104
 厚生年金保険……………74, 92
 —の適用拡大……………100
 —の民営化……………94
 厚生年金保険法……………89
 公的責任の原則……………252
 公的年金……………74
 —の逸失利益性……………114
 公的扶助……………25, 74, 459
 高等学校等就学費……………469, 486, 510
 高齢求職者給付金……………429
 高齢雇用継続基本給付金……………128, 442
 高齢雇用継続給付……………442
 高齢再就職給付金……………442
 高齢被保険者……………429
 後納保険料……………146
 後発医薬品（ジェネリック医薬品）
 ……………202, 503
 公費負担……………236, 314
 公募指定……………297
 行旅病人及行旅死亡人取扱法……………462
 高齢者医療……………160
 高齢者虐待……………288
 高齢任意加入被保険者……………99
 国際労働基準……………59
 告示……………60
 国籍……………9
 国籍条項（国籍要件）……………9, 49, 96, 105
 国民皆年金……………36, 90, 155
 国民皆保険……………35, 158, 160
 国民健康保険……………180
 —の被保険者……………180
 —の保険料……………55, 228, 229
 国民健康保険組合……………180
 国民健康保険税……………55, 229, 232
 国民健康保険団体連合会……………196
 国民年金……………74, 92
 国民年金基金……………79
 国民年金基金連合会……………83
 国民年金手帳……………98
 国民年金法……………90
 国民保険……………24
 個人単位化……………91, 128
 個人年金……………79
 個人別管理資産……………85
 子育て支援事業……………355
 国庫負担……………147, 149, 331, 349, 453, 237
 国庫補助……………236, 237, 406
 子ども・子育て応援プラン……………281
 子ども・子育て支援給付……………336
 子ども・子育て支援事業計画……………282
 子ども・子育て支援事業支援計画
 ……………283, 339
 子ども・子育て支援新制度……………255, 336

子ども手当	357
子どものための教育・保育給付 → 教育・保育給付	
子どものための現金給付	336
雇用安定事業	450
雇用安定資金	454
雇用継続給付	423, 441
雇用調整助成金	450, 451
雇用保険審査官	434
雇用保険二事業	428, 449
雇用保険料率の弾力条項	453
ゴールドプラン	280
ゴールドプラン 21	280
婚姻外懐胎児童	360
混合介護	303
混合診療	165
混合診療禁止原則	169, 213, 216, 217
混合診療保険給付外の原則	169
さ　　行	
災害補償責任	369
財産権	53, 121
再就職手当	446
在職老齢年金	91, 126, 444
再審査	205
再審査請求（前置）	151, 395, 434
財政安定化基金	314
財政均衡期間	119
財政検証	82, 120
財政調整	233
財政調整型公費負担	233
財政方式	150, 154
在宅療養	220
裁　定	106, 108

最低基準	272, 277, 284, 340
最低生活保障	461
最低責任準備金	82
最低保障年金	74, 154
再　発	381
裁判管轄	151
再評価率	119, 124
差額説	114
査察指導員	267
差押えの禁止	357, 363, 495
サッチャリズム	33
里　親	351
サービス付き高齢者向け住宅	300
差別的取扱い	50
産科医療補償制度	173
産業革命	12
3号措置	351
3号分割	129
参酌すべき基準	273
産前産後期間	144
（産前）産後休業	148, 432
算定基礎期間	437
三位一体の改革	349
自営業者	10
GHQ	252, 460
ジェンダー平等	37
支援費制度	254, 317
塩見訴訟	49, 52
資格証明書	223
支給開始年齢	103, 122, 125
——の段階的引き上げ	91
支給機関	518, 527
支給限度額	292, 303
支給停止	111, 113, 116, 126, 135, 138

支給認定子ども……………341
 支給認定保護者……………341
 支給量……………323
 事業主……………10
 —の保険料負担……………230
 自己責任の原則 →生活自己責任の原則
 自己都合退職……………441
 自殺……………389
 資産管理運用機関……………84
 資産管理機関……………84
 資産の活用……………465
 事実婚……………141, 402
 自社年金……………78, 87
 市場……………164
 自助努力……………72, 460
 施設介護サービス費……………295
 施設型給付費……………337, 341, 349
 施設サービス……………298
 思想・良心の自由……………57
 従うべき基準……………273
 示談……………413
 自治事務……………60, 267, 527
 市町村協議制……………297
 市町村国保……………180
 市町村社会福祉協議会……………268, 466
 市町村審査会……………322
 市町村整備計画……………283
 市町村特別給付……………295
 失業……………420, 431
 失業等給付……………434
 失業認定日……………433
 失業の認定……………431, 433
 実施機関（生活保護）……………510
 実施機関（年金）……………93, 101

疾病予防……………224, 226
 指定（福祉）……………274, 295, 326
 —の拒否……………276, 296
 —の法的性質……………275
 指定（保険医療機関） →保険医療機関
 の指定
 指定（労災）……………398
 指定医療機関……………503, 506
 指定介護機関……………509
 指定基準……………274, 277, 284, 295, 327
 指定代理納付者……………145
 私的年金制度……………73, 77
 私的扶養……………73, 460, 475, 479
 児童……………335
 児童虐待……………334, 349
 指導・指示……………490, 513
 —遵守義務……………491, 498, 514
 —の違法性……………514
 —の法的性格……………513
 書面による —……………493
 自動車……………467
 —の借用……………468
 —の保有……………467
 児童自立生活援助事業……………352
 児童相談所……………268, 349
 指導措置……………353
 児童手当……………355, 486
 児童の権利に関する条約……………334
 児童福祉……………333
 児童福祉施設……………351
 児童扶養手当……………358
 児童養育加算……………486, 500
 児童養護施設……………351
 ジニ係数……………18

支払保証制度	86	社会保障構造改革	38
支分権	105	社会保障制度改革国民会議報告書	40
私保険	21	社会保障制度審議会勧告（1950年）	4, 35, 66, 89, 461
市民革命	12	社会保障制度審議会勧告（1962年）	251
事務処理上の誤り	152	社会保障の最低基準に関する条約	53, 57
社会救済に関する覚書	460	社会保障への途（Approaches to Social Security）	4
社会権	14	社会保障法	43
社会手当	27	—の意義・機能	44
社会的入院	286	—の概念	43
社会的排除	534	—の体系	66
社会福祉	26, 250	—の法源	57
社会福祉基礎構造改革	38, 254	社会モデル	317
社会福祉協議会	268, 279	社会問題	12
社会福祉士	270	就業促進定着手当	447
社会福祉事業	252, 269, 271	就業手当	446, 447
社会福祉事業等従事者	270	重婚の内縁関係	141, 402
社会福祉施設	272	収支相等の原則	22
社会福祉住居施設	532	住所	9, 181
社会福祉主事	268, 517	就職支度費	510
社会福祉法人	252, 269	就職促進給付	446
社会復帰促進等事業	373, 404	住所地特例	290
社会保険	21	自由診療	165, 167, 170, 203
—および関連サービス	3	修正積立方式	90, 93, 150
—の意義	127	住宅扶助	502, 530
—方式	28, 75, 260	従たる事務所（「支部」）	175
社会保険審査会	150	重度障害児	365
社会保険審査官	150	収入認定	469, 485
社会保険診療報酬支払基金	196, 505	終末期医療	162, 163
社会保険料	22, 53, 55	就労移行支援	326, 333
—の強制徴収	53	就労活動促進費	527
社会保障	3	就労継続支援	326, 333
社会保障改革プログラム法	120, 154, 155		
社会保障協定	11, 58, 105		

就労支援員	527	障害補償給付	400
就労自立給付金	496, 518, 527	使用関係	99, 176
受給期間	436	小規模保育	334, 339
受給資格期間	122	少子化問題	37, 334
受給資格者	433	少子高齢化	36, 153, 286
恤救規則	34, 460	譲渡・担保・差押えの禁止	111
出産育児一時金	185, 218, 221	譲渡の禁止	496
出産手当金	185, 223	傷病手当金	185, 218, 222
出産扶助	510	傷病補償年金	403
受領委任	219	情報通信機器を用いた診療	208
障害基礎年金	51, 129	消滅時効	108, 145, 149, 397
20歳前障害に対する	130	—の起算点	109, 397
障害厚生年金	132	—の中断・停止	110
障害児	321, 355, 364	使用薬剤の薬価(薬価基準)	199
障害支援区分	322, 333	常用就職支度手当	446, 447
障害児通所支援	355	条 理	65
障害児入所支援	355	職域部分	101
障害児福祉手当	365	職域保険	174
障害者	319	職 親	318
障害者加算	500	職業訓練受講給付金	456, 476
障害者基本計画	282, 316	職業病	383
障害者計画	282	食事療養	186, 187
障害者支援施設	326	食事療養費 →入院時食事医療費	
障害者総合支援	255, 318, 509	初診日	129, 131, 135
障害者の権利に関する条約	58, 316	職権による保護	488
障害者福祉	316	所得再分配	155
障害者福祉計画	282	—機能	17
障害者プラン	280	垂直的	17, 75
障害手当金	133	水平的	18
障害等級	130, 132, 400	所得(資産)要件	25, 127
障害認定日	129	所得代替率	77, 120
障害福祉計画	327	ショートステイ	298
障害福祉サービス	324	自 立	462
障害福祉年金	131	経済的	525

社会生活——	525
日常生活——	525
自立更生費	498
自立支援医療	164, 324, 509
自立支援給付	321, 324
自立支援プログラム	462, 510, 524, 533
自立助長	462
新エンゼルプラン	281
進学準備給付金	495, 502, 518, 527
信義則	65
親権喪失の審判	354
新ゴールドプラン	280
審査委員会	505
審査支払機関	197, 204
審査請求前置	151, 395, 434, 479, 519, 520
新自由主義	33
申請援助義務	485
申請保護の原則	478, 489
申請免除	143
身体障害者	319
身体障害者手帳	320
新保守主義	33
診療契約	206, 505
診療所	189
診療報酬	200, 202
——の算定方法	199
——の審査・支払い	505
診療報酬（点数表）	60, 198, 201, 203, 217, 503
診療方針	504
随時改定	124
水準均衡方式	481
スウェーデン	6

税	27
生活困窮者	528
生活困窮者住居確保給付金	529
生活困窮者就労訓練事業	530
生活困窮者自立支援法	528
生活自己責任の原則	12, 465, 473
生活上の義務	496
生活福祉資金の貸付制度	466
生活扶助	500
生活扶助基準	480
生活扶助義務者	476
生活保護	461
——の辞退	494
——の準用	462, 463, 464
生活保護基準 → 保護基準	
生活保護受給者等就労支援事業	525
生活保持義務者	476
生活療養	186, 187
生業費	510
生業扶助	469, 510
生計維持	95, 134, 136, 402
生計維持関係	10, 179, 402
生計同一	107, 134
制限扶助主義	460
性質説	463
精神障害	387
精神障害者	319
精神障害者保健福祉手帳	321
精神保健福祉士	270
税制適格年金	81, 82
税制優遇措置	77
生存権	14, 35, 45
制度後退禁止原則	47, 482
制度別体系論	66

成年後見制度……………257, 279
 税方式……………25, 29, 75, 260
 世界銀行……………59
 世帯……………11, 233
 世代間公平（衡平）……………40
 世帯単位保護の原則……………478
 世帯分離……………478, 479
 前期高齢者……………161
 前期高齢者交付金……………234
 前期高齢者納付金……………234
 全国健康保険協会……………94, 175
 —の支部……………228, 236
 戦傷病者……………164
 選定療養……………186, 187, 201, 214, 215, 216
 専門医……………64
 専門実践教育訓練の教育訓練給付金
 ……………448
 総合救済システム……………118
 葬祭……………185
 葬祭費……………185
 葬祭扶助……………510
 葬祭料……………403
 相談・助言……………516, 526
 総報酬制……………91, 124
 総報酬割……………235, 313
 属地主義……………104
 租税還付……………27
 租税法律主義……………55, 232, 263
 措置……………252, 259, 287, 318, 343, 350
 措置委託……………252
 措置決定……………253
 措置制度……………252, 258
 損益相殺の調整……………116, 414
 損害賠償請求権……………470, 498

た　　行

代位取得……………116
 第1号厚生年金被保険者……………101, 102, 149
 第1号被保険者（介護保険）……………289
 第1号被保険者（年金）……………95
 第一種社会福祉事業……………271
 待期間……………436
 代行部分……………82
 代行返上……………82
 代行割れ……………82
 第3号厚生年金被保険者……………101
 第3号被保険者……………91, 95
 —の保険料負担……………147
 第三者行為災害……………115, 470
 第2号厚生年金被保険者……………101
 第2号被保険者（年金）……………95
 第2号被保険者（介護保険）……………289
 第二種社会福祉事業……………271
 対面診療の原則……………208
 第4号厚生年金被保険者……………101
 代理受領
 ……………171, 219, 262, 303, 328, 342, 508
 他人介護費……………483, 500
 他法扶助……………476, 530
 —の優先……………476
 段階保険料方式……………76, 150
 短期雇用特例被保険者……………429
 短期保険……………24
 単給……………487
 地域型保育……………339
 地域型保育給付費……………336, 342, 349
 地域支援事業……………307
 地域支援事業支援交付金……………313

地域生活支援事業	330	tion)	203
地域相談支援給付費	324	DV 防止法	488, 516
地域福祉計画	282	出来高払い方式	199
地域包括ケアシステム	163, 287	適用事業 (所)	99, 175, 374, 428
地域包括支援センター	311	できる規定	253
地域保険	174	転 給	136, 403
地域密着型介護サービス費	295	ドイツ	6
地域密着型サービス	298	登 録 → 保険医の登録	
知的障害者	319	特定求職者	455
地方税条例主義	55, 263	特定求職者支援	476
地方分権	266	特定教育・保育施設	338, 341
治 癒	129, 398	特定健康診査	224
中央社会保険医療協議会 (中医協)		特定施設	298, 513
.....	199, 200	特定疾病	290
中高年寡婦加算	137	特定受給資格者	434
抽象的権利説	45, 482	特定障害者特別給付費	330
長期保険	24	特定障害福祉サービス	326
調剤券	504	特定地域型保育事業者	338, 342
調整期間	119	特定入所者介護サービス費	305
調整交付金	314	特定保健指導	224
調整率	119, 225, 235	特定理由離職者	435
直接支払制度	221	特別加入制度	376
貯 蓄	73, 79	特別基準	480, 483, 500
治療機会の喪失	387	特別支給金	405
賃金日額	436	特別児童扶養手当	364
— の上限	437	特別障害給付金	97
通勤災害	372, 391	特別障害者手当	365
通算老齢年金	90	特別審査委員会	505
通 達	61	特別徴収	227, 312
積立金	150	特別養護老人ホーム	288, 301
積立方式	75, 150	特別療養費	185, 218, 223
デイサービス	298	特例水準	119
定時決定	124	— の解消	92
DPC (Dignosis Procedure Combinai-		特例地域型保育給付費	342

特例保険料……………152

都道府県・市町村管掌国民健康保険
 ……180

都道府県社会福祉協議会……………268, 466

届出義務（生活保護）……………496

届出義務（年金）……………103

——の懈怠……………102, 431

共働き世帯……………140

な　　行

内部積立……………78

難　病……………164

難民条約……………49, 53, 58

二次健康診断等給付……………372, 404

日常生活支援住居施設……………501

日常生活自立支援事業……………279

日本年金機構……………93

——の事務センター……………151

日本医師会……………189

日本型雇用システム……………37

日本型福祉社会……………37

入院時食事療養費……………185, 186

入院時生活療養費……………185, 186

入院助産制度……………509

入所保護……………483, 491, 501

任意給付……………185

任意継続被保険者……………177

任意事業……………309

任意単独被保険者……………99

任意適用事業所……………99

任意包括被保険者……………99, 177

認　可……………275, 338

認可保育所……………338, 344

人間の尊厳……………459

認定こども園……………341

認定対象期間……………432

年金確保支援法……………146

年金機能強化法……………100, 122, 133

年金記録確認第三者委員会……………152

年金記録の訂正……………152

——請求権……………152

年金記録問題……………94, 108, 109, 151

年金事業運営改善法……………145, 146, 152

年金時効特例法……………108, 152

年金担保貸付事業……………111, 470

年金積立金管理運用独立行政法人
 ……92, 150

年金の空洞化……………98, 145

年金払い退職給付……………101

年齢要件……………139

納付猶予制度……………144

能力開発事業……………451

能力活用（能力の活用）……………472, 529

ノーマライゼーションの理念……………72, 316

は　　行

発達障害者……………319

パートタイム労働者（パートタイマー）
 ……177, 425

ビスマルク……………16, 23

ビスマルク・モデル……………77

非正規労働者……………99, 425, 455

非遡求主義……………361, 364

必要即応の原則……………474, 478

被扶養者……………10, 178, 233

被保険者期間……………434

被保険者証……………175, 223

被保護者……………466

—の義務	496	福祉サービス利用援助事業	257, 279
—の権利	495	福祉サービス利用契約	255
被保護者健康管理支援事業	504	福祉三法	35
被保護者就労支援事業	526	福祉事務所	267, 350, 511
130万円の壁	180	—長	511
日雇労働被保険者	429	福祉年金	90
病院	189	福祉六法	36
評価療養	186, 187, 214, 215, 216	扶助原理	75
表現の自由	57	不正受給	497, 516
被用者	9	普通徴収	227, 312
被用者年金制度の一元化	92, 101	物価スライド制	91, 118
標準	273	部分年金	125
標準賞与額	124	扶養義務	460, 479
標準生計費方式	480	扶養義務者	474, 515
標準報酬月額	124	—への通知	488
費用償還払い	24, 31, 170, 303, 342	絶対的—	475
病床機能報告制度	192	相対的—	475
病床数規制	194	扶養の優先	474
費用徴収	467, 475, 488, 497, 515	フランス	6
平等原則	50, 491, 492	フリーアクセス	165, 192
平等取扱いの原則	464	不利益変更の禁止	495
費用返還義務	471, 498	振替加算	125
ビルトイン・スタビライザー機能	20	プログラム規定説	45
比例原則	491, 492, 507	併給	487
貧困観	459	併給調整	50, 113, 131, 360
貧困の連鎖	469, 486, 502	遺族厚生年金と老齢厚生年金の—	
貧困の畏	527		137
貧困ビジネス	532	平均標準報酬額	124
ファミリーホーム	350	Patient Protection and Affordable Care Act	5
付加年金	112, 122	平準保険料方式	76, 150
賦課方式	75, 150	併存主義	407
「福祉から就労」支援事業	526	ベヴァリッジ報告書	3, 23, 459
福祉国家	14	ベヴァリッジ・モデル	77
福祉サービス第三者評価事業	285		

ベーシックインカム……………534
 弁明機会の付与……………492
 保育所……………338
 保育必要量……………338
 包括的支援事業……………307, 308
 包括払い……………203
 法規命令……………60
 法定受託事務……………61, 267, 511, 518
 法定免除……………143
 防 貧……………20
 訪問介護療養費……………185
 訪問看護療養費……………218, 220
 保 險……………21
 保険医……………193
 —の登録……………193
 保険医及び保健医療機関療養担当規則
 ……………193, 204
 保険医療機関……………193, 507
 —の指定……………194, 198
 —の指定拒否……………54
 保険外診療……………167
 保険外併用療養費……………185, 186, 188, 214
 保険給付を受ける権利……………396
 保険原理……………75, 146, 155
 保険財政共同安定化事業……………236
 保健事業等……………224
 保険事故……………22, 90, 115, 127, 184
 保険者……………8, 181
 医療保険の—……………239, 248
 介護保険の—……………289
 公的年金の—……………93
 保険者自治……………8, 242, 243
 保険者努力支援制度……………225
 保険診療の範囲……………217

保険税 →国民健康保険税
 保険薬剤師……………194, 204
 保険薬局……………194, 507
 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
 ……………194, 204
 保険料……………143, 148, 227, 311, 405, 453
 —の減額賦課・減免……………231
 —の滞納……………145, 223, 231, 313
 —の納付・強制徴収……………145, 148
 —の未納……………145, 231
 —の免除……………143, 148
 保険料水準固定方式
 ……………76, 92, 119, 143, 148, 153
 保険料納付済期間……………122, 144
 保険料免除期間……………122, 143
 保護基準……………461, 479
 —の引下げ……………482, 495
 保護施設……………491
 保護の開始時期……………488
 保護の変更・停止・廃止……………489
 保護の補足性……………465, 479
 保護費を原資とした預貯金・保険金
 ……………468
 保護率……………524
 母子加算……………481, 500
 母子年金……………133, 138
 母子福祉年金……………358
 補足給付……………305, 330
 補足性の原理 →保護の補足性
 ポータビリティ……………82, 87
 ホテルコスト……………264, 300, 304, 330
 ホームレス……………501, 531
 —自立支援法……………531
 堀木訴訟……………46, 50

本人支払額……………508

ま 行

埋葬料……………185

マクロ経済スライド……………76, 92, 118, 153

マーケットバスケット方式……………480

マルチジョブホルダー……………418, 426, 457

未支給年金……………107

水際作戦……………484

みなし棄却裁決……………519

未払金問題……………211

民間医療保険……………168

民間保険……………5, 17

ミーンズ・テスト……………25

無拋出制……………90, 130

——の障害基礎年金……………97

無差別平等……………461, 465, 518

無認可保育所……………347

メリット制……………395

目的別区分説……………67

モデル契約書……………64, 257, 278

モラル・ハザード……………74, 112

や 行

有料老人ホーム……………288, 298

ユニットケア……………301

要介護者……………293

要介護状態……………290

要介護認定……………290

要 綱……………61

養護老人ホーム……………287, 298

要支援者……………295

要支援状態……………290

要支援認定……………291

幼保一元化……………341

要保護児童……………349

要保護者……………466

要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸
付制度……………466

要保障事由……………4

予防給付……………295

ら 行

離婚時の年金分割……………128

離 職……………431

——理由……………431, 441

リスク……………71

死亡の——……………72

障害の——……………72

老齢の——……………72

リスク分散機能……………17

リバースモーゲージ制度……………466

リハビリアニズム……………20

理由付記……………487, 490, 494

療育手帳……………320

利用者負担……………55, 263, 304, 329, 344

利用者保護……………256, 278

療養担当規則 → 保険医及び保健医療機
関療養担当規則

療養取扱機関……………504

療養の給付……………185, 199, 211, 398

療養費……………185, 218, 219

療養病床 → 介護療養型医療施設

療養補償給付……………398

例示疾病……………382

レーガノミクス……………33

連 帯……………75, 239

労災上積み補償制度……………415

労災認定 →業務災害認定, 通勤災害
 労災保険の一人歩き現象……………372
 労災補償(制度)……………184, 369
 労災民訴……………408
 老人福祉……………287
 老人福祉計画……………281
 労働災害(労災)……………368
 労働者……………9
 —概念……………373, 374, 417, 429, 457
 労働者災害補償保険審査官……………395
 労働者保険……………23
 労働の意思……………432
 —能力……………432

労働保険……………374
 労働保険審査会……………395, 434
 労働保険料……………405
 老齢加算……………481
 —の廃止……………481
 老齢基礎年金……………122
 老齢厚生年金……………123
 特別支給の—……………91, 125
 老齢年金生活者支援給付金……………92

わ　　行

ワーキングプア……………39
 ワークフェア……………39, 40

<著者紹介>

笠木 映里 (かさぎ えり)

フランス国立科学研究センター研究員 (ボルドー大学所属)

高 さやか (だけ さやか)

東北大学大学院法学研究科教授

中野 妙子 (なかの たえこ)

名古屋大学大学院法学研究科教授

渡邊 絹子 (わたなべ きぬこ)

筑波大学ビジネスサイエンス系准教授

社会保障法

Social Security Law

2018年12月5日 初版第1刷発行

著者 笠木 映里
高 さやか
中野 妙子
渡邊 絹子

発行者 江草 貞治

発行所 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051

東京都千代田区神田神保町2-17

電話 (03) 3264-1314 [編集]

(03) 3265-6811 [営業]

<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷 大日本法令印刷株式会社


製本 大口製本印刷株式会社

© 2018, E. Kasagi, S. Dake, T. Nakano, K. Watanabe. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります

ISBN 978-4-641-14494-1

 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(社)出版者著作権管理機構(電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。